

日本再生のための戦略に向けて

「日本再生のための戦略に向けて」

（平成23年8月5日）
閣議決定

「日本再生のための戦略に向けて」を別紙のとおり定める。

「日本再生のための戦略に向けて」

2011年8月5日

【目 次】

はじめに	2
I 経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望	3
II 日本再生に向けた戦略の方針	5
1 革新的エネルギー・環境戦略	5
2 空洞化防止・海外市場開拓	7
3 国と国との絆の強化	9
4 農林漁業再生	10
5 成長型長寿社会・地域再生	11
III 「新成長戦略」の検証について	14
(別表) 成長戦略実行計画(改訂工程表)	18
(別紙1) 当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～	
(別紙2) 「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理	

はじめに

我が国経済は、バブル崩壊後 20 年にわたって低迷を続けており、社会の閉塞感も強まっている。東日本大震災はそうした「危機の中で起きた危機」であり、我が国は、震災からの復興に全力で取り組むと同時に、経済成長力を含む日本全体の再生にも足取りを緩めることなく取り組んでいく必要がある。グローバル経済における競争が激化する中、我が国の経済が抱えている諸課題は震災の有無にかかわらずそこにあり、日々その深刻さを増している。こうした課題を克服し、グローバル競争に勝ち抜いていくための成長力強化への取組は、震災を機にむしろ強化されなければならない。そのために、新成長戦略を更に強力に推進するとともに、「開かれた復興」の考え方にも基づき、電力制約というピンチをチャンスに変え、イノベーションの創出を通じて成長への起爆剤とするような果敢な取組が重要である。

こうした考え方に立ち、「政策推進指針」¹では、震災復興と並ぶ日本再生のための方針の1つとして、「新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化」を提示した。新成長戦略実現会議を再開し、震災の影響を踏まえた「新成長戦略」²の検証を夏までに実施した上で、年内に日本再生のための戦略としての具体像を提示することとした。このため、再開後の新成長戦略実現会議における議論を整理して、新たな成長に向けた戦略の方針を示すとともに、今秋以降、重点的に議論すべき事項を示し、「日本再生のための戦略」の策定につなげる。

再開後の新成長戦略実現会議では、原発事故及びそれに伴う電力制約を踏まえた最大の検討課題として、「革新的エネルギー・環境戦略」の策定に向けた議論を行うとともに、エネルギー・環境会議を開催し、議論を深めてきた。また、産業インフラや日本ブランドの毀損による空洞化懸念が高まっている状況を踏まえ、空洞化防止・海外市場開拓についても検討を行った。さらに、高齢化・人口減少が進む中で経済や地域の活力を維持向上させる観点から、成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた議論を行った。

以下では、まず、震災後の状況変化を踏まえた経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望を示す。そして、新成長戦略実現会議における議論等を踏まえ、各分野における日本再生に向けた戦略の方針を示す。その後、震災の影響等を踏まえた「新成長戦略」の目標・工程の検証と、これを反映させた改訂工程表を提示する。

¹ 「政策推進指針～日本の再生に向けて～」(平成 23 年 5 月 17 日 閣議決定)

² 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)

I. 経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望

1. 東日本大震災が日本経済に及ぼす影響

東日本大震災は、日本経済に大きな影響をもたらし、被災地を中心とするストックの毀損（約 16.9 兆円³⁾、サプライチェーンの障害、さらには東京電力、東北電力管内における電力制約等により、生産活動や輸出が減少した。震災から 4 か月余りを経て、雇用情勢などは依然として厳しいものの、サプライチェーンの回復や消費者マインドの改善などにより、景気には上向きの動きが見られる。また、物価については、依然として緩やかなデフレ状況にあるが、下落テンポは鈍化している。なお、資源価格の上昇もあって、消費者物価指数（総合）は 2011 年 4 月以降プラスで推移している。

2. 経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望

政府は、震災からの復興に向け「東日本大震災からの復興の基本方針」⁴⁾に示された復興施策について、全力で取り組む。電力供給の制約やそれによるコスト上昇による悪影響、さらには企業・人材の流出等、中長期的な成長へのマイナスの効果も懸念されることから、こうしたリスクが顕在化することのないよう、需要・供給両面から早急な取組を行うことが必要である。また、海外経済の悪化や円高等による景気の下振れリスクにも留意が必要である。

金融・資本市場、為替市場の安定は極めて重要である。為替については、為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、その動向について注視していくとともに、必要な時には断固たる措置をとる。また、日本銀行には、マクロ経済運営に関する基本的視点を政府と共有し、引き続き、政府との緊密な情報交換・連携の下、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待する。

最近の欧米の金融・財政状況に鑑み、市場の信認を確保することが一層重要となっており、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「社会保障・税一体改革成案」⁵⁾に示された取組を着実に進めるとともに、引き続き、行政刷新に取り組む。

震災の影響により、2011 年度は低い成長となるが、毀損ストックの再建が進むことなどを通じ、復興需要が着実に増加し、2012 年度の成長率は高まると見込まれる。中長期的にも、震災が成長を制約するリスクはあるが、震災からの早期立ち直りや、本「日本再生のための戦略に向けて」に示した成長力強化への取組をはじめとする自律的成長への土台作りなど必要な改革を進める努力により、2011 年度以降 2020 年度まで平均で名目 3 % 程度、実質 2 % 程度の成長の実現は可能

³⁾ 「東日本大震災における被害額の推計について」（平成 23 年 6 月 24 日 内閣府（防災担当））

⁴⁾ 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）

⁵⁾ 「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）

と考えられる⁶。

物価については、消費者物価指数の基準改定が行われる点に留意が必要であるが、景気の回復に伴って上昇率が徐々に高まり、その後安定的に推移していくものと考えられる。

雇用については、被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により被災者の生活の安定を図るとともに、新たな成長に向けた取組を進める中で雇用創出効果の高い施策を実施すること等により、失業率を早期に3%台まで低下させることを目指す。

⁶ ただし、震災等の影響により経済規模は縮小したことから、2020年度の経済規模は従来の想定よりも小さいと見込まれる。

II. 日本再生に向けた戦略の方針

長期にわたる停滞の中で東日本大震災という「危機の中の危機」に見舞われた日本経済を再生させ、新成長戦略に掲げられたマクロ経済目標を実現するには、まずは新成長戦略に掲げられた施策を着実に実行していくことが必要である。さらに、震災発生以降の環境変化にも対応できるよう、戦略の再設計・再強化が必要となる。以下では、各分野における日本再生に向けた戦略の方針を示す。

なお、戦略の目標を確実に達成するには、優先順位を明確にし、限られた財源を最も効果的に使う必要がある。このため、行政刷新の取組と連携しつつ、需要・雇用の創出効果が大きく、規制・制度改革との一体的な実施で相乗効果が見込まれる施策を重点的に実施するとともに、関係府省の連携強化や類似事業の重複排除などにより、施策の効率性を高める。また、国民への説明責任を果たすことで施策の透明性を高める。

1. 革新的エネルギー・環境戦略

(複眼的アプローチで戦略を構築)

「革新的エネルギー・環境戦略」は、複眼的に展開する。エネルギー需給のひっ迫が懸念される当面の間は、ピーク電力の不足と電力コスト上昇を最小化するため、実効性のある対策を緊急に講じ、空洞化を防止し国民生活の安定を図る。中長期的には、新たな技術体系に基づく分散型のエネルギーシステムを目指し、原子力依存の低減とグリーン・イノベーションの加速を軸とする新たなベストミックスを実現する。

(当面のエネルギー需給安定策とエネルギー構造改革の先行実施)

当面は、エネルギー需給のひっ迫が懸念され、かつエネルギーシフトが困難である。今後、原発の再起動が行われず、電力需要が昨年並みとなった場合には、事態が深刻化する来夏には、1割弱のピーク時の電力不足、年間で約2割の電力コスト上昇が生じるリスクがある。電力費用の高騰は、消費者の消費抑制や企業の収益悪化をもたらすのみならず、中期的に見れば企業の立地選択や雇用に大きな影響を与えかねない。

こうしたリスクを最小化するため、「当面のエネルギー需給安定策」(別紙1。以下「当面の需給安定策」という。)は、以下の5原則を定めた。

- (1) 原子力発電所の停止が広範に生じた場合でもピーク電力不足とコスト上昇を最小化する
- (2) 計画停電、電力使用制限、コストの安易な転嫁を極力回避する

- (3) 政策支援や規制・制度改革で持続的かつ合理的な国民行動を全面的に支援し、エネルギー構造改革を先行的に実施する。ピークカットとコストカットが持続的に進む経済や社会の仕組みを早急に築く
- (4) 経済活性化策としてエネルギー需給安定策を位置付ける
- (5) 国民参加の対策とするため、3年間の工程を提示する

この5原則に基づき、第一に需要構造の改革を進め、第二に供給の多様化に着手し、第三に電力システムの改革に着手し電力経営の効率化を進め、第四に徹底した安全対策を行い、安全性を確認した原子力発電所は活用する。こうした対応により、ピーク電力不足とコスト上昇リスクを最小化するとともに、持続的にエネルギー需要の合理化や供給拡大が実現する仕組みを築き、省エネ関連産業、再生エネルギー産業の競争力を強化し雇用を生み出す。

今秋を目途に、平成23年度第3次補正予算、平成24年度予算、規制・制度改革などあらゆる政策を総動員し、当面の需給安定策で定めた3年間のエネルギー需給安定対策工程表及び規制・制度改革リストを具体化する。これにより、エネルギー構造改革を先行的に実施する。

（「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理とその具体化）

「革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理」（別紙2。以下「中間的な整理」という。）は、戦略策定の3つの基本理念を決定した。

基本理念1：新たなベストミックス実現に向けた3原則

- 原則1：原発への依存度低減のシナリオを描く
- 原則2：エネルギーの不足や価格高騰等を回避するため、明確かつ戦略的な工程を策定する
- 原則3：原子力政策に関する徹底検証を行い、新たな姿を追求する

基本理念2：新たなエネルギーシステム実現に向けた3原則

- 原則1：分散型のエネルギーシステムの実現を目指す
- 原則2：課題解決先進国としての国際的な貢献を目指す
- 原則3：分散型エネルギーシステム実現に向け複眼的アプローチで臨む

基本理念3：国民合意の形成に向けた3原則

- 原則1：「反原発」と「原発推進」の二項対立を乗り越え国民的議論を展開
- 原則2：客観的なデータの検証に基づき戦略を検討する
- 原則3：国民各層との対話を続けながら革新的エネルギー・環境戦略を構築

この基本理念に基づき、原発の依存度の低減とグリーン・イノベーション戦略の強化、前倒し⁷を軸とした新たなエネルギーベストミックス実現のシナリオを描く。集権型のエネルギーシステムを分散型に転換し、新たなエネルギー・環境産業が雇用を生み出す社会を構築する。国民的議論の展開と客観的データの検証に基づく戦略の検討を行う。

また、中間的な整理で定めた、省エネルギー、再生可能エネルギー、資源・燃料、原子力、電力システム、エネルギー・環境産業という6つの重要課題ごとのミッションと優先課題についても、より具体化する。

今後、中間的な整理に基づき、エネルギー・環境会議と関係省庁、関係機関が協力して、年末を目途に「革新的エネルギー・環境戦略」の基本的方針を定める。基本的方針に基づき、国民的議論を深め、来年、新たなベストミックス（エネルギー基本計画）、エネルギー・環境産業戦略、及びこれらを支えるグリーン・イノベーション戦略からなる「革新的エネルギー・環境戦略」を策定する。

2. 空洞化防止・海外市場開拓

（問題の所在—かつてない空洞化の危機—）

震災による産業インフラの破壊、電力制約や日本ブランドへの信頼性の動揺は、我が国での生産活動や、海外とのヒト・モノ・カネの流れに大きな影響を及ぼしている。加えて、円高の進行、新興国の企業の急速な成長や国を挙げての立地競争等により、産業立地としての日本の魅力の低下は深刻な状況にあり、我が国はかつてない空洞化の危機^{ひん}に瀕している。こうした状況を放置すれば、外需の取り込みや国際競争力、国内雇用の維持に重大な影響がもたらされ、我が国の成長にとって大きな阻害要因となる。このため、我が国経済の空洞化を防止するとともに、海外市場の開拓を進め、さらには産業の国際競争力を強化していくための一層の取組が必要である。

（当面の対策：不安の払拭、サプライチェーン復旧、日本ブランド回復等）

当面は、電力制約と原発事故という2つの不安要因の払拭に全力を尽くす。また、今回の震災は、東北や北関東の企業がグローバルなサプライチェーンの重要な一翼を担っていることを図らずも示しており、こうしたサプライチェーンの復旧・再構築に向けた取組を進める。さらに、風評被害を払拭し、「安心・安全」といった日本ブランドを回復・再構築して、ヒト・モノ・カネの流れを以前にも増して活発なものとするよう、「国際的風評被害対策・日本ブランド再構築に関

⁷ 「環境・エネルギー大国戦略」（「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定））の強化、前倒しを含む。

する政府・関係機関の連絡会議」を開催し、関係府省が連携して一体的かつ効果的な情報発信に繋げていく体制を構築する。加えて、産業・物流を支える交通基盤の早期復旧を目指した取組を進めるとともに、訪日旅行者の減少幅は縮小しつつあるが、これを反転増加させるための取組を進める。

（中長期にわたる課題：空洞化防止、新たな産業市場構造への転換）

中長期にわたる課題としては、更なる経済の空洞化を防止し、グローバル化の一層の進展、新興国経済の伸長、省エネの要請といった環境変化に対応して新たな産業・市場構造への転換を図ることが重要である。

（立地競争力強化、アジア拠点化推進）

国内外の企業の日本離れを防ぐため、立地競争力の強化や後述の国と国の絆の強化に向けた自由貿易体制の維持・強化が重要である。立地環境の整備や企業の海外移転防止に向け、国内規制・手続の見直しや、サプライチェーンの中核となる部品・素材分野と成長分野における生産・研究開発拠点等への国内立地補助措置、資源の安定供給確保等を進める。さらに、平成 23 年度税制改正法案に盛り込まれた、国税と地方税を合わせた法人実効税率の 5% 引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する。また、日本に高付加価値拠点を呼び込むため「アジア拠点化推進法」の制定や外国企業向けの事業環境整備等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム（仮称）」を年内に策定し、これを推進する。

（グローバル人材育成・高度人材受入れ等）

国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図る必要がある。このため、「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」⁸を受け、海外留学等の若手の海外経験の拡大と優秀な外国人留学生との連携を促進し、国内のグローバル化に資する諸施策を初等中等教育、高等教育、経済社会の各段階において推進する。その際、若手が自信をもって海外に出て行けるよう、外国語能力の強化と同時に、日本文化や社会の仕組みとその良さへの理解を深めるための機会の充実を図る。また、人口減少社会の到来を踏まえると、今後の我が国では内外を問わず人材確保が特に重要な課題となる。このため、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度を 2011 年中に導入し、優秀な海外人材の受入れを加速化する。

⁸ 「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」（平成 23 年 6 月 22 日 グローバル人材育成推進会議決定）

（海外市場の開拓・海外展開支援）

海外の成長を我が国の成長につなげるよう、海外市場の開拓も引き続き進めていくことが重要である。アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、震災の影響や海外動向等を踏まえつつ、インフラ海外展開を推進する。また、クールジャパン戦略の強化、新興国市場等への戦略的取組、国際知財戦略、国際標準化戦略等を進め、我が国経済の市場のフロンティア拡大を推進していく。さらに、中小企業の海外展開を支援し、海外需要を一層取り込んでいく。

（産業・市場構造の転換、活力のある中小企業の育成・強化）

環境変化に対応した新たな産業・市場構造への転換のためには、保護主義に陥ることなく、ヒト・モノ・カネといった生産要素が新たな成長産業・市場に円滑に移動することが重要である。そのため、新産業への人材の移動が容易な労働市場の構築を推進するとともに、新成長戦略の実現を通じ、金融資本市場の機能強化に取り組む。

活力のある中小企業の育成・強化は、我が国の再生にとって重要であり、経営力の強化や起業・創業支援をはじめとして、これを推進する。また、新産業の芽を育てるため、産官学連携や起業・創業への支援、ベンチャー企業の成長促進に向けた環境整備を図る。

（産業競争力向上のためのイノベーション、情報通信技術の利活用、規制改革）

中長期的な産業競争力、付加価値生産性向上、経済社会システム変革の観点から、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の戦略的イノベーションとそのためのシステム改革、それを支える基礎研究と科学技術人材育成を強化し、技術と新産業創出のフロンティアの拡大を図る。そのため、科学・技術・イノベーション政策の推進体制強化に取り組む。情報通信技術については、情報セキュリティを確保しつつ、引き続き、行政、医療、教育等を始めとする幅広い分野における効果的な活用・新市場創出の検討・実施、情報通信基盤の環境整備等を進め、一層の利活用の促進を図る。さらに、技術・市場のフロンティアの拡大に向け、未来志向・国際志向の規制・制度改革に取り組んでいく。

3. 国と国との絆の強化

（経済連携推進の確立等の国と国との絆の強化）

国と国との絆の強化に向けては、「包括的経済連携に関する基本方針」⁹に基づ

⁹ 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）

く高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方及び進め方を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討する。

特に日 EU・EPA については、本年7月に EU 韓 FTA が発効したことも踏まえ、スコーピング作業を加速し、交渉の早期開始に努めるほか、共同研究の年内終了と作業加速化に合意した日中韓 FTA 共同研究を着実に終了させ、明年の日中韓サミットでの交渉開始合意を目指す。さらに、日豪 EPA 交渉の推進、日韓 EPA 交渉の早期再開に向けての取組を強化するとともに、本年3月に開始した日加 EPA 共同研究の早期終了、日モンゴル EPA 交渉の開始、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）、東アジア自由貿易地域構想（EAFTA）の早期交渉入りに向けて積極的に取り組む。環太平洋パートナーシップ（TPP）については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。

4. 農林漁業再生

以下の諸課題について、速やかに取り組む。

（我が国の食と農林漁業の再生に向けた取組）

「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」¹⁰に基づき、我が国農林漁業の競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開し、農林漁業の再生を早急に図る。

- ・ 新規就農を増やし将来の日本の農業を支える人材を確保すること等により攻めの担い手を実現するとともに、農地集積等の取組を進め、平地で20～30haの土地利用型農業を目指す。
- ・ 6次産業化・成長産業化、流通効率化等を進めることにより、「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった我が国の農林水産業・農林水産物の持ち味を再構築する。
- ・ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用、木材自給率50%を目指した「森林・林業再生プラン」の推進、近代的・資源管理型で魅力的な水産業の構築に取り組む。
- ・ 震災の教訓等を踏まえ、震災に強い農林水産インフラの構築や原子力災害

¹⁰ 「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」（平成23年8月2日 食と農林漁業の再生実現会議）

対策等に取り組む。

(高いレベルの経済連携と農林漁業の再生の両立)

高いレベルの経済連携と農林漁業の再生の両立の実現を図ることは重要な課題である。これを実現するためには、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要であり、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズムの構築も含め、具体的に検討する。

(6月基本方針、10月行動計画に代わる新たな工程)

以上のような取組を通じ、「包括的経済連携に関する基本方針」に定める6月基本方針、10月行動計画に代わる新たな工程を、日本再生全体のスケジュールや復旧・復興の進行状況を踏まえ、検討する。

5. 成長型長寿社会・地域再生

(問題の所在—長寿化・人口減少への対応と地域再生—)

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、今後、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。

このような中で、我が国の社会経済の持続的な成長と活力を維持するためには、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現を図ることなどにより、新たな労働力を生み出すとともに、人口の急激な減少にも歯止めをかけていくことが重要である。また、各々の能力のフル発揮等を通じて、長寿社会に資するイノベーションを起こすことにより、成長産業の発展を促し、その恩恵を生活に還元していくことが不可欠である。

同時に、長寿社会における課題は、震災の被災地域を始めとする地方において、より顕在化が進んでおり、成長の牽引役となる大都市の再生とともに、被災地域の再生を先駆例とする地域再生の戦略的な取組を強化し、我が国全体の成長につなげていくことが必要である。

（ディーセント・ワークを確保した全員参加型社会と成長を支える人材育成等）

若者については、ジョブサポーター等によるきめ細やかな支援の充実、適切な職業訓練の実施等による安定的雇用の確保を図る。また、高齢者については、労使の話し合いによる賃金・人事処遇制度の適切な見直しとともに、高齢社会に適合した雇用施策の在り方の検討や、高齢者の経験を生かし、地域で働くことができる場や社会を支える活動ができる場の拡大を図る。さらに、女性については、仕事と家庭の両立支援と子ども・子育て支援の拡充（幼保一体化等を含む子ども・子育て新システムの実現等）を車の両輪として推進するとともに、男女の均等度合いを労使で把握しポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくりを推進する。障害者については、障害特性、就労形態に応じたきめ細やかな支援策の充実等を図る。

非正規労働者については、有期契約労働者に関する制度の検討等を進めるとともに、雇用の安定や処遇の改善に向けて、非正規雇用に関する総合的ビジョンを策定する。また、最低賃金の引き上げに向けて取り組むとともに、正社員の長時間労働の抑制や、職場のメンタルヘルス対策の強化等を図り、仕事と生活の調和が図られた多様な働き方を選択できる環境整備を進め、ディーセント・ワークの実現を図る。

成長を支える人材の育成・確保のため、国内人材を最大限活用する観点から、企業が行う職業訓練への支援、求職者支援制度等の活用、産業界と連携し、民間教育訓練機関の創意工夫を活用した実践的な職業訓練や実践キャリア・アップ戦略の推進、ジョブ・カード制度の活用などを図るとともに、個人事業主も含めた支援・事業承継円滑化等により地域の活力の源となる生業への支援を図る。さらに、海外の高度人材について、受入れを加速する。

（長寿社会に資するイノベーション等の推進）

医療分野については、増加するがん・認知症等の難治性疾患や再生医療に必要な技術を国内から生み出し、世界最高の医療を国民に提供するため、「医療イノベーション推進の基本的方針」¹¹に基づき、革新的な医薬品や医療機器の実用化、イノベーションの適切な評価の実施、再生医療等の新技術への対応のため、規制・制度の改革を進める。政策資源については、産学官の協力による有望技術への基礎から実用化までの切れ目のない集中投入、国際的に通用する臨床試験体制の整備や世界的に立ち遅れているゲノム医療等の新技術対応のための大規模・集約的な共通基盤整備への思い切った集中投入などの投入方法の重点化を図る。

また、医療の国際化も引き続き推進するとともに、情報通信技術を活用した新サービスや公的保険外の医療・介護周辺サービスの創出を図る。

¹¹ 「医療イノベーション推進の基本的方針」（平成 23 年 6 月 16 日 医療イノベーション会議決定）

さらに、高齢者にやさしい自動車の開発・普及、創意工夫あるロボット・福祉機器の開発や生活・社会福祉分野でのロボット等の実用化、リバース・モーゲージの利用促進などによる高齢者の資産の有効利用など、生活分野を中心に高齢者向けの商品開発・普及を図る。

(創意に満ちた地域再生の総合支援)

地域再生は、住民等が一体となってまちづくりに取り組むことが重要であり、被災地復興にも資するよう、まずはコーディネーター人材等の専門家の派遣やデータベース化等を進めるとともに、官民の役割分担の下、地域からの創意とそのネットワーク化を支えるワンストップ支援体制の確立を図る。同時に、民間の資金・ノウハウを活用したファンド、官民連携(PPP)/PFI手法や土地信託手法、公的機関の活用等、ファイナンスを含む幅広いツールでの支援等を検討する。

さらに、地域の先駆的な取組として、世界を先導するようなコンパクトシティやエコタウンの推進、保健・医療、介護・福祉等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアや公共交通を含む高齢者等の移動しやすさの確保、情報通信技術を活用した医療の提供や医療機能の集約・連携等による地域医療提供体制の整備、子育て家庭への総合支援、歩いて暮らせるまちづくりや大学等の「学び」を活用したまちづくり、自立的で魅力的な地域づくりのための都市間・地域間の連携、観光振興、地域の自給力や創富力を高める取組など、被災地を始めとする地域の自主的な取組を総合的に支援する。この際、新たに導入した総合特区制度の十分な活用や「環境未来都市」構想等を進めるとともに、地域再生制度の見直し等に取り組み、地方や大都市の再生を推進する。

また、地域からの成長には、雇用や経済を支える中小企業等の活性化が重要であり、経営力の強化を図るなど、中堅・中小企業の育成・強化を推進する。

(地域再生等の基盤となる災害に強い地域・国土づくり)

今般の震災から得られた教訓を踏まえ、人と人の絆こそ地域再生の核となり、災害時においても支えとなることから、NPO等と連携した公共空間の再生等、コミュニティを支える魅力豊かな活動の「場」の創出を進めるとともに、各地域における災害時を想定した事前準備の取組を促進する。また、地域・国土の災害に対する安全性の向上を図るため、津波等の全国的な災害リスクに対し、津波防災まちづくり、社会基盤の防災対策の強化と広域的な基幹ネットワークの整備・多重化等、地域・国土の安全・安心の確保を推進する。

Ⅲ. 「新成長戦略」の検証について

東日本大震災は、電力制約や日本ブランドへの信頼性の動揺等を通じ、我が国経済に大きな影響をもたらしている。こうした中、2010年6月に閣議決定した「新成長戦略」の「成長戦略実行計画（工程表）」に基づく施策については、震災の影響を踏まえて必要な見直しを行うこととする。また、東日本の復興と日本の再生につながるよう、前倒しできる施策は前倒して、震災にかかわらず実施すべき施策は、工程表に沿って着実に実行するものとする。

こうした観点から「新成長戦略」の検証を行ったところ、震災の影響等により、戦略の質的転換や目標・工程の見直し等が必要な事項、工程表上「2010年度に実施する事項」とされているもののうち工程の見直しが必要な事項は、以下の通りである。

また、これを踏まえ、「新成長戦略」の工程表については、別表のとおり、改訂する。

1. 環境・エネルギー大国（グリーン・イノベーション）戦略 ※

- ・ 戦略の範囲をエネルギー・環境政策の全体像に拡大しつつ、エネルギー政策を聖域なく見直す観点で、戦略の質的転換が必要。
- ・ 「政策推進指針」に基づく「革新的エネルギー・環境戦略」の基本的な方針を2011年末目途に取りまとめ、「日本再生のための戦略」に反映。「革新的エネルギー・環境戦略」は2012年に策定。
- ・ なお、「新成長戦略」における既存の「環境・エネルギー大国戦略」の工程については、原発への依存度低減のシナリオを具体化し、グリーン・イノベーション戦略は強化、前倒すという考え方のもと検討し、「革新的エネルギー・環境戦略」として新たな工程を策定する。

2. 健康大国（ライフ・イノベーション）戦略

- ・ 目標・工程を堅持。

3. アジア経済戦略

- ・ 目標・工程を原則として堅持。
- ・ 但し、以下については必要な見直しを実施。

➤ パッケージ型インフラ海外展開【目標・工程見直し】※

アジアを中心とした世界のインフラ需要は引き続き膨大かつ堅調であり、今後ともインフラ海外展開を推進する。震災の影響や海外の動向等を踏まえつつ、今後ともパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で議論を深め、「日本再生のための戦略」に反映させていく。

➤ **国内投資促進【目標・工程を堅持し、内容強化】※**

震災による電力制約、サプライチェーンの脆弱性の顕在化等により産業空洞化の加速が懸念されることから、我が国企業による国内投資を促進し、電力供給不足がもたらす製造業の供給力への影響に対する対応の強化、効率性とリスク対応力を兼ね備えたサプライチェーンの構築等を行う。

➤ **アジア拠点化【目標堅持・工程見直し】※**

震災後、外国企業の日本への投資意欲が減退していることから、アジア拠点化の取組を空洞化防止・海外市場開拓戦略の中に位置付け、「アジア拠点化推進法」の制定等によりインセンティブ措置の充実を図るとともに、外国企業向けの事業環境整備、外国人向けの生活環境整備の推進等を通じて日本に高付加価値拠点を呼び込む取組を総合的に取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム（仮称）」を、2011年内に策定する。

➤ **外国人学生受入れ 30 万人、日本人学生等海外交流 30 万人**

【目標・工程を堅持し、内容強化】※

震災の影響により日本離れが懸念される外国人留学生への対策や、成長を支える日本人のグローバル人材育成のため、「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」を受け、外国人留学生の再誘致や受入拡大と日本人学生・若手社会人の留学や海外経験拡大等に資する対策を強化する。

➤ **在留高度外国人材の倍増【目標堅持・工程見直し】※**

震災を契機とした外国人の日本離れが懸念される中、優秀な海外人材を引き寄せる施策を加速化するため、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の 2011 年中の導入に向け準備を進める。

➤ **クールジャパン【目標・工程見直し】※**

「知的財産推進計画 2011」¹²を踏まえ、「新成長戦略」におけるアジアでのコンテンツ収入 1 兆円目標を、クールジャパン関連産業¹³市場規模 17 兆円というより広範な目標に見直すとともに、クールジャパン推進を通じた震災復興を図るため、正確な情報発信など、日本ブランドへの信頼性回復に向けた取組を強化する。

4. 観光立国・地域活性化戦略

- ・ 当面は、成長戦略を通じて東日本復興に貢献すべく、戦略の質的転換が必要。

¹² 「知的財産推進計画 2011」（平成 23 年 6 月 3 日 知的財産戦略本部決定）

¹³ クールジャパン関連産業：ファッション、食、コンテンツ、観光等に係る市場で、現状（2009 年）の市場規模は約 4.5 兆円

- ・ これと並行して、東日本復興を先駆として日本全国に拡大する取組が必要。
- ・ 目標・工程を原則として堅持。
- ・ 但し、以下については必要な見直しを実施。

➤ **農林水産物等の輸出 1兆円【目標・工程見直し】※**

原発事故を受け、食品の安全確保の必要性が高まる中、諸外国における輸入規制の強化や風評被害により、我が国食品の輸出に打撃が生じていることから、規制緩和の働きかけ、安全イメージ回復のためのプロモーション、国別マーケティングに基づく PR 等に取り組み、日本の食への信認を回復するとともに、1兆円目標の実現に向けてより一層輸出を促進する。目標の達成時期の取扱い及び「輸出総合戦略」の策定については、原発事故や風評被害の状況を踏まえつつ、検討を行い、食と農林漁業の再生実現会議における検討を踏まえ、その結果を「日本再生のための戦略」に反映する。

また、「食品産業の将来方向」を震災後の新たな課題への対応も含め2011年度に策定する。

➤ **訪日外国人 2,500万人【目標・工程を堅持し、内容強化】※**

震災後、諸外国において訪日旅行を忌避する動きが生じ、訪日旅行者が大幅に減少していることから、本格的な訪日旅行プロモーションの一斉展開を一刻も早く可能とするよう、まずは訪日旅行の安全・安心に対する信頼をしっかりと取り戻すことが必要。このため、現地目線に立った正確かつ細心の情報発信、海外の観光当局、メディア、旅行会社等に対する訪日旅行再開の働きかけを緊急実施する。

➤ **国内観光需要喚起【目標堅持・工程見直し】**

休暇取得の分散化の本格実施について、震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえて実施する。

➤ **大都市再生【目標堅持・工程見直し】**

大都市圏戦略については、2011年2月の国土審議会政策部会国土政策検討委員会最終報告に基づき、引き続きその内容等について検討する。

5. 科学・技術・情報通信立国戦略

- ・ 目標・工程を堅持。

6. 雇用・人材戦略

- ・ 目標・工程を原則として堅持。
- ・ 但し、以下については必要な見直しを実施。
- **子ども・子育て新システム【目標堅持・工程見直し】**

2011 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出する。

7. 金融戦略

- ・ 目標・工程を堅持。

※は、震災により、新たに生じた課題の解決のために、「新成長戦略」について戦略の質的転換、目標・工程の見直し等が必要となっている事項

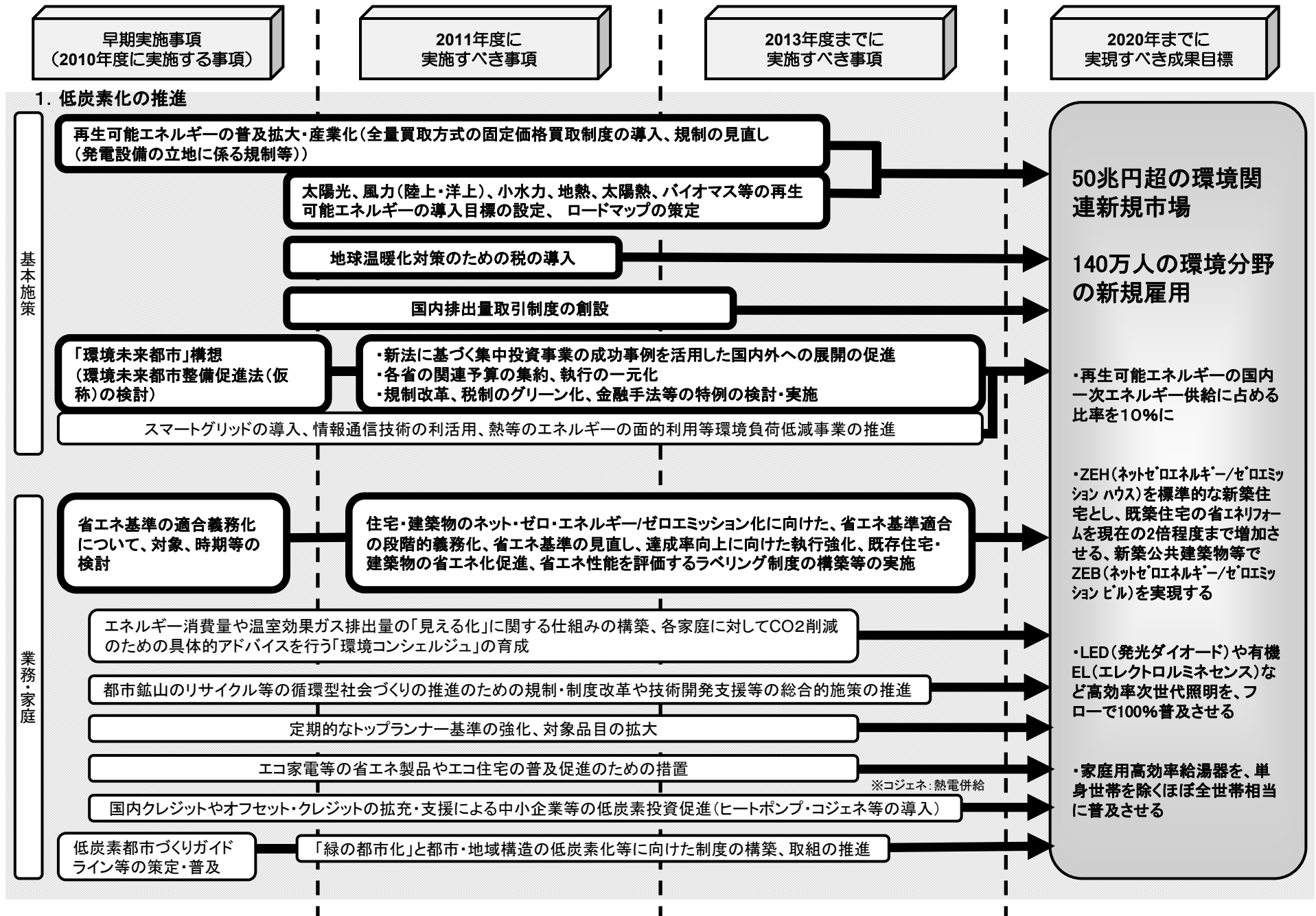
(別表)

成長戦略実行計画（改訂工程表）

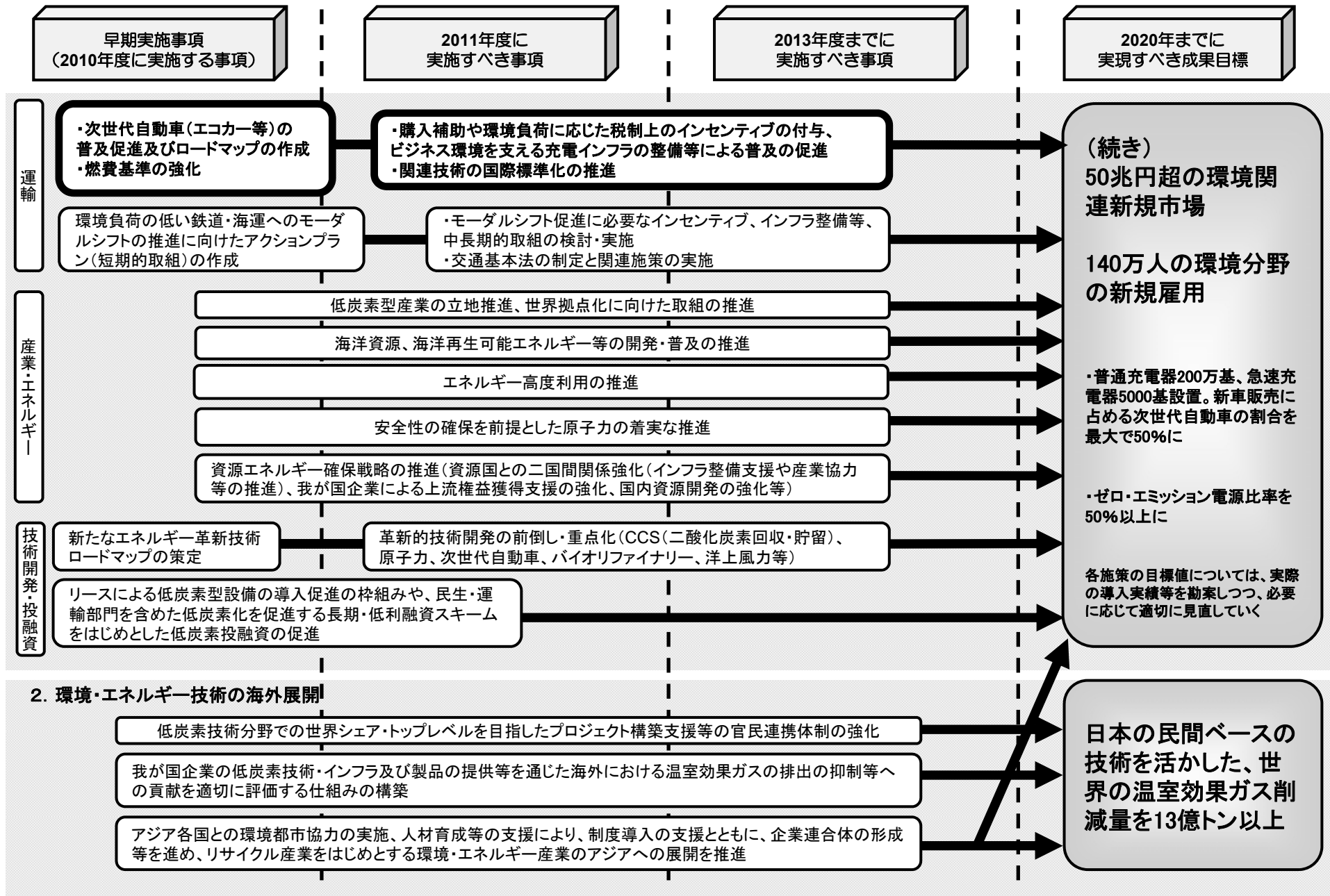
目次

- I 環境・エネルギー一大国戦略
- II 健康大国戦略
- III アジア経済戦略
- IV 観光・地域活性化戦略
- V 科学・技術・情報通信立国戦略
- VI 雇用・人材戦略
- VII 金融戦略

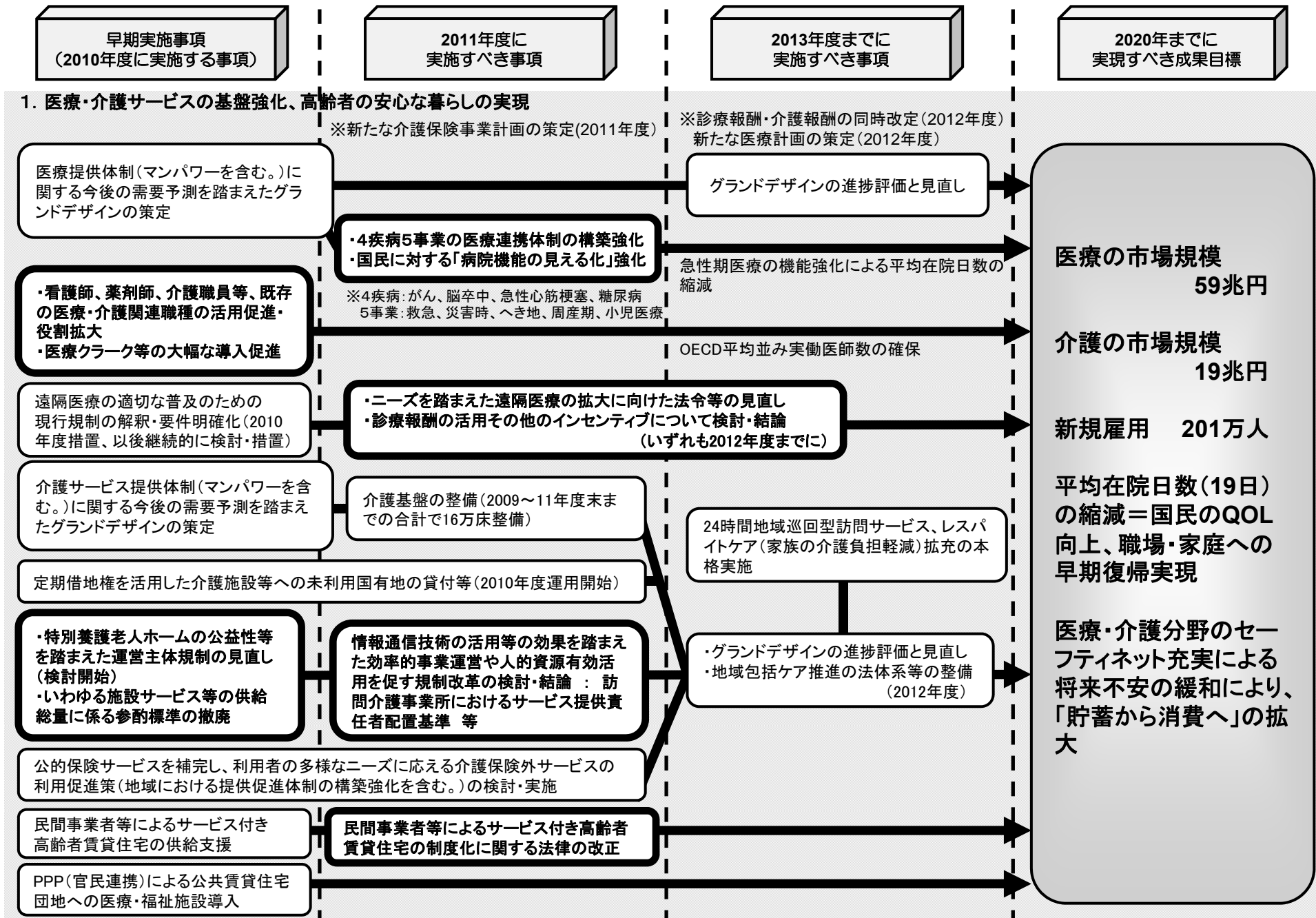
I 環境・エネルギー大国戦略



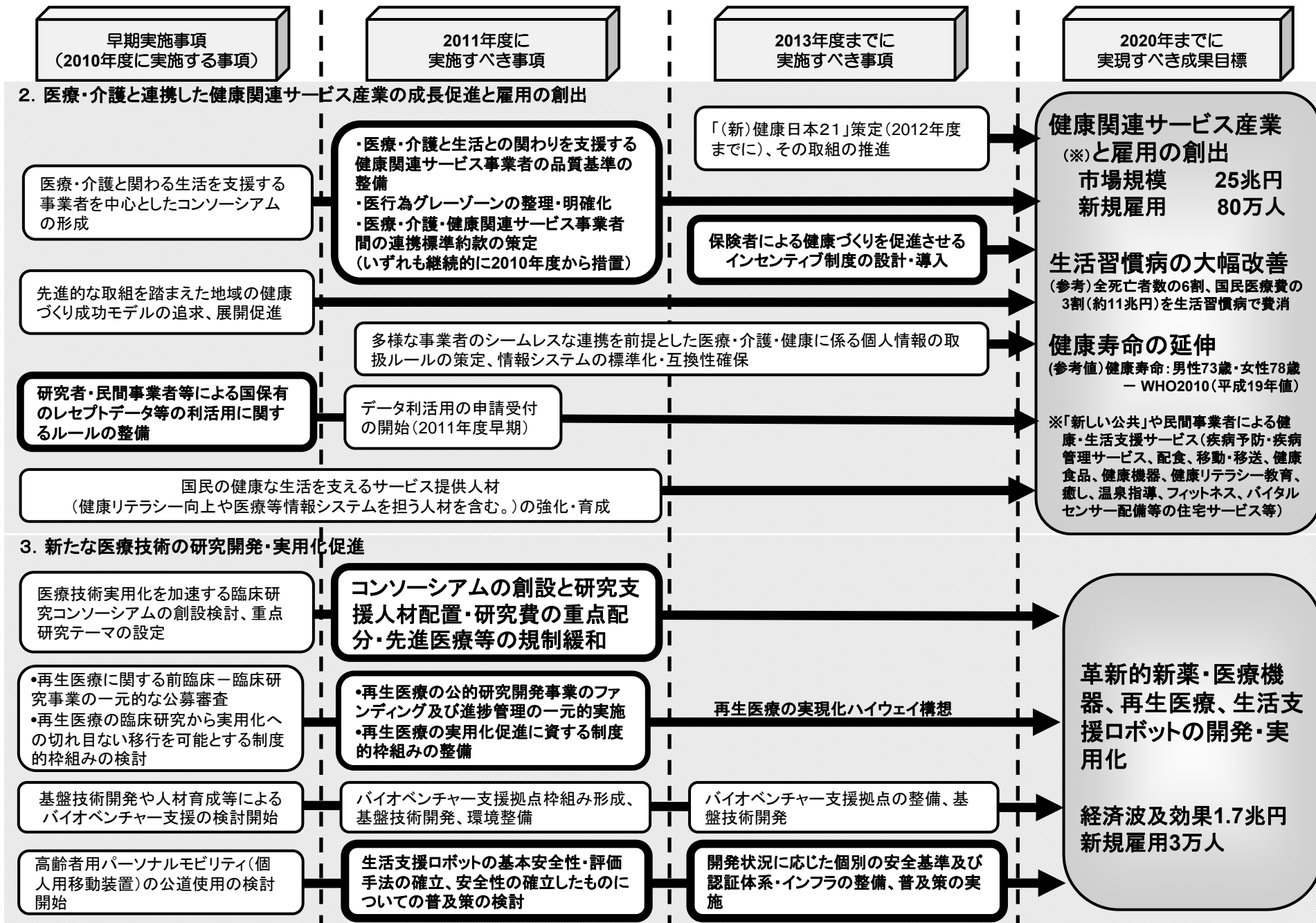
I 環境・エネルギー大国戦略



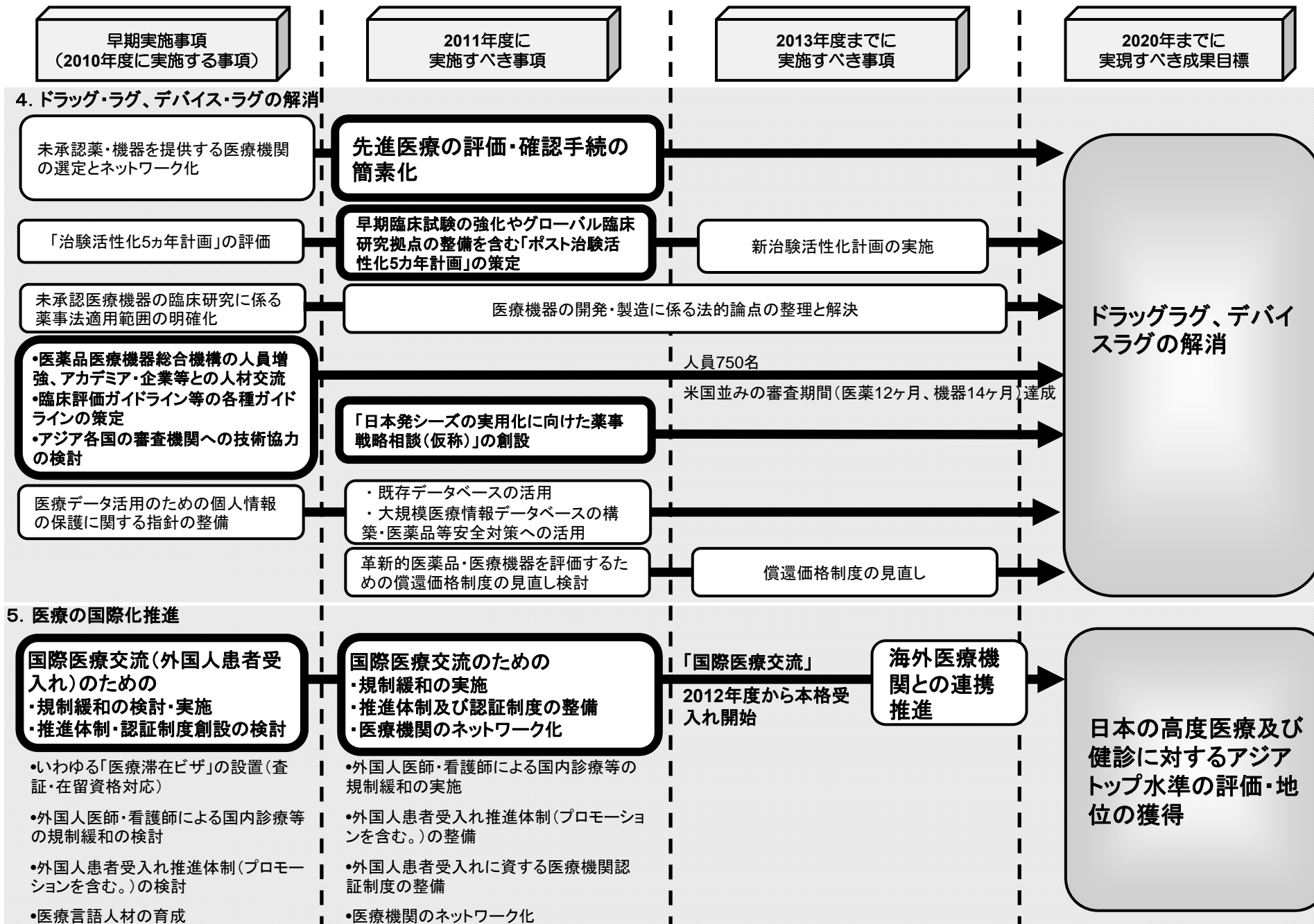
II 健康大国戦略



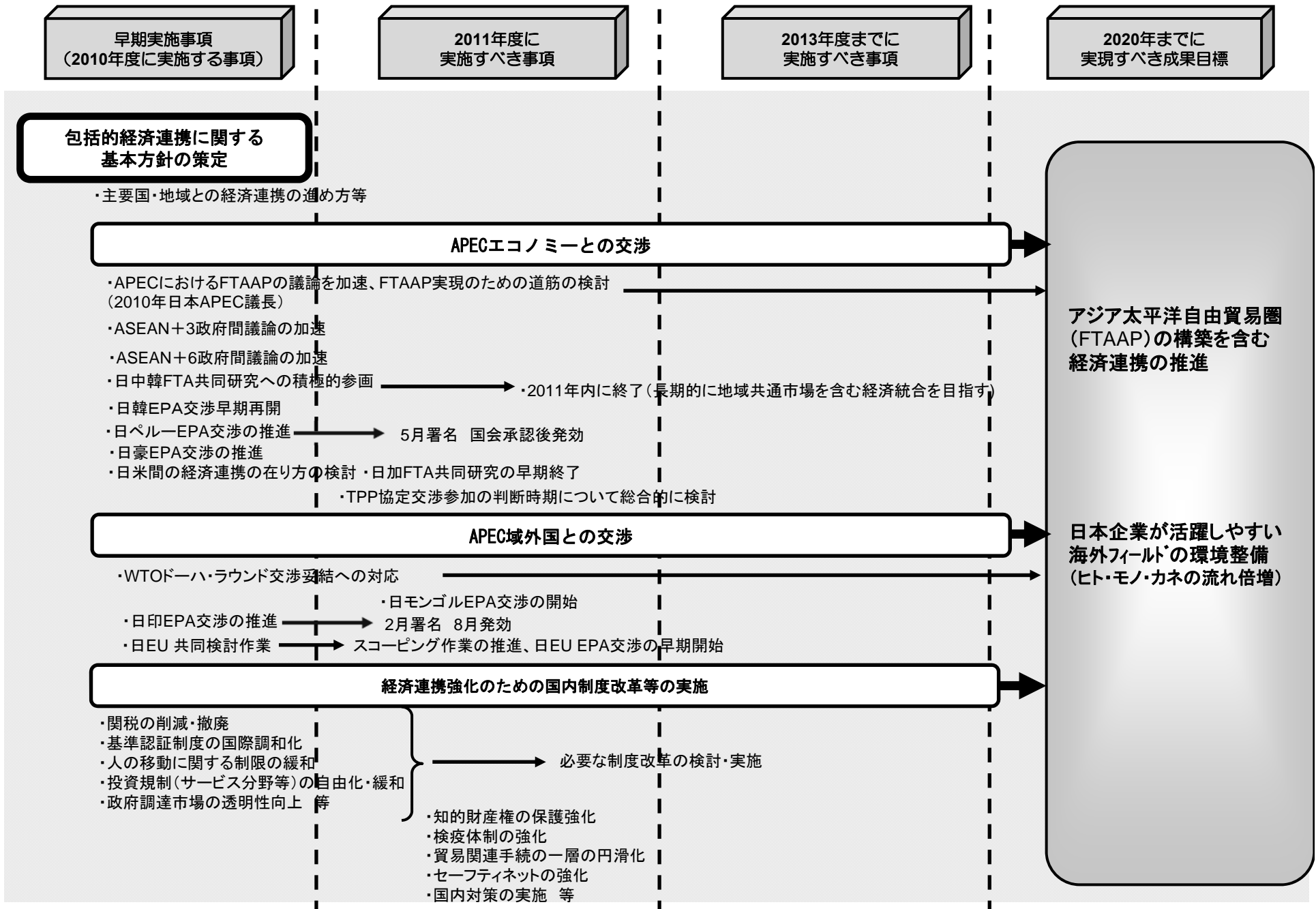
II 健康大国戦略



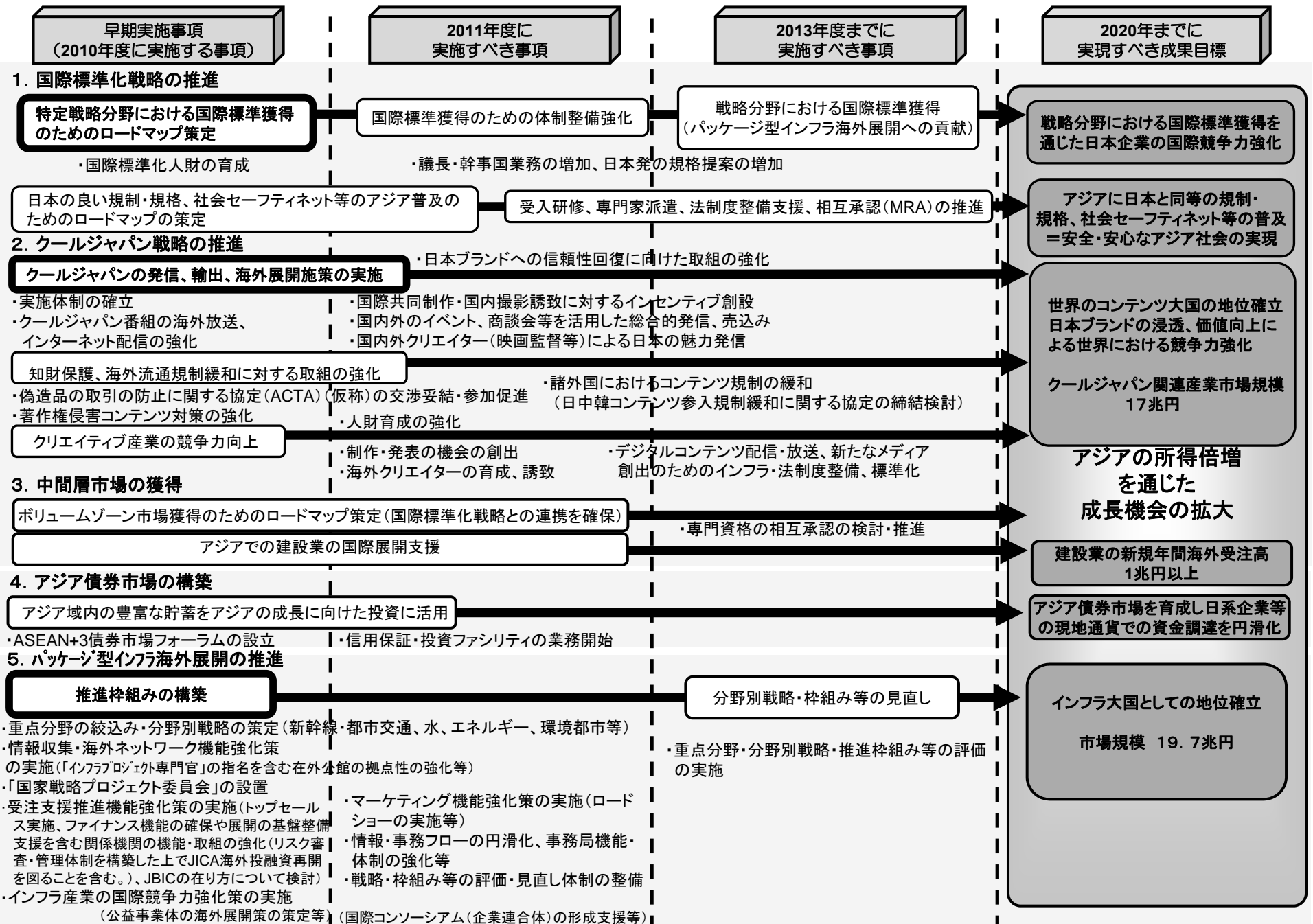
II 健康大国戦略



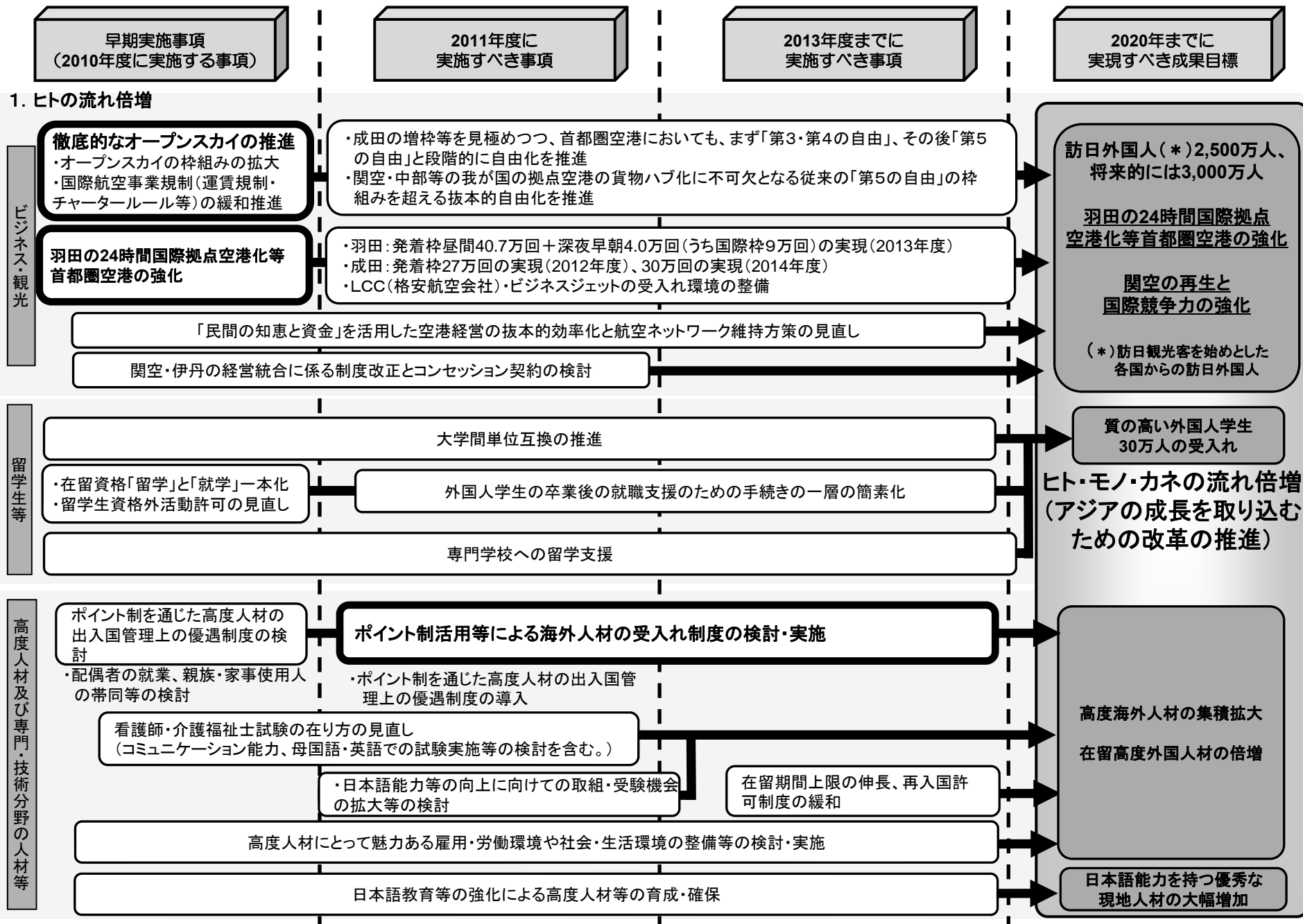
Ⅲ アジア経済戦略 ～FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の構築を通じた経済連携戦略～



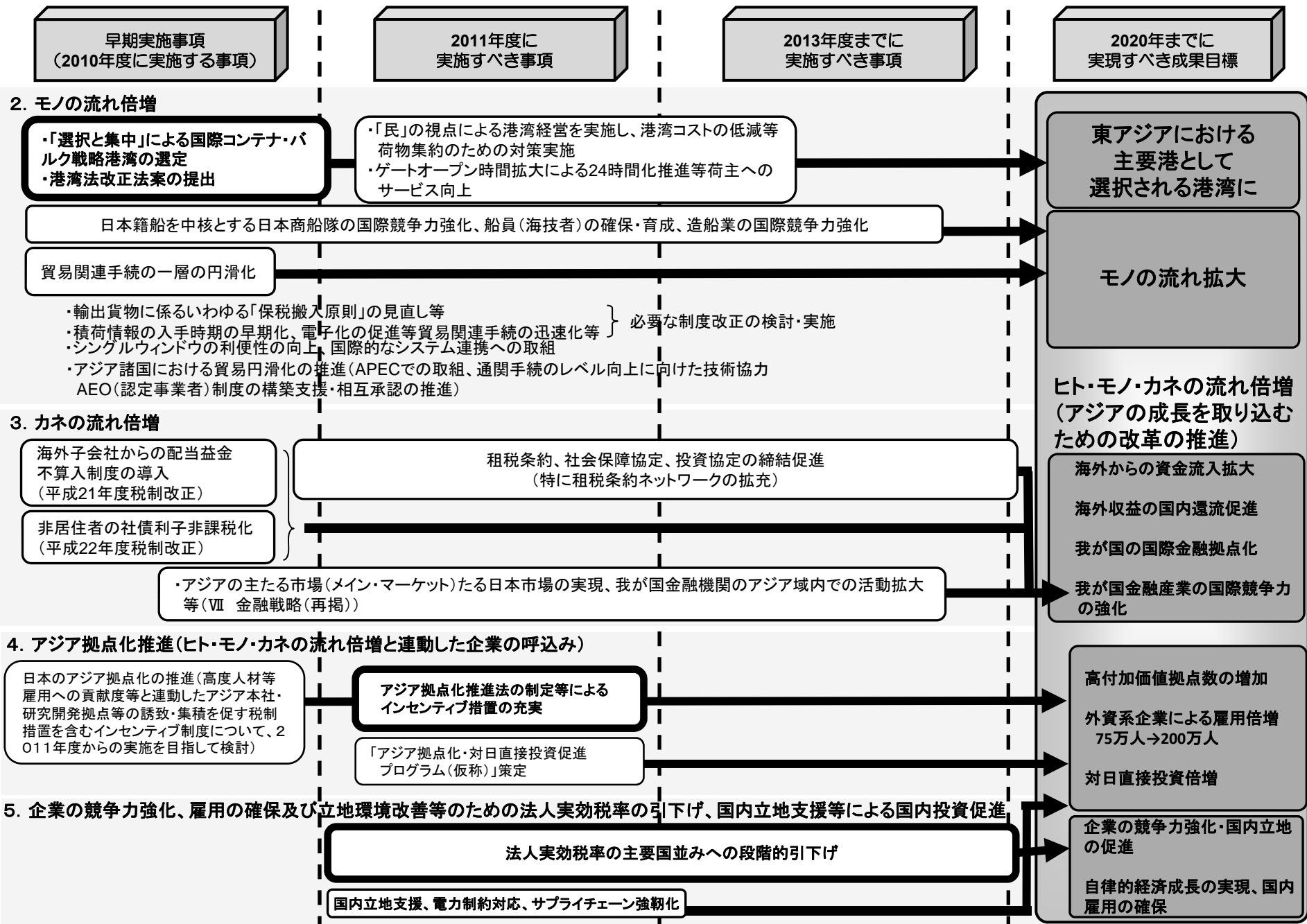
Ⅲ アジア経済戦略 ～アジアの所得倍増を通じた成長機会の拡大～



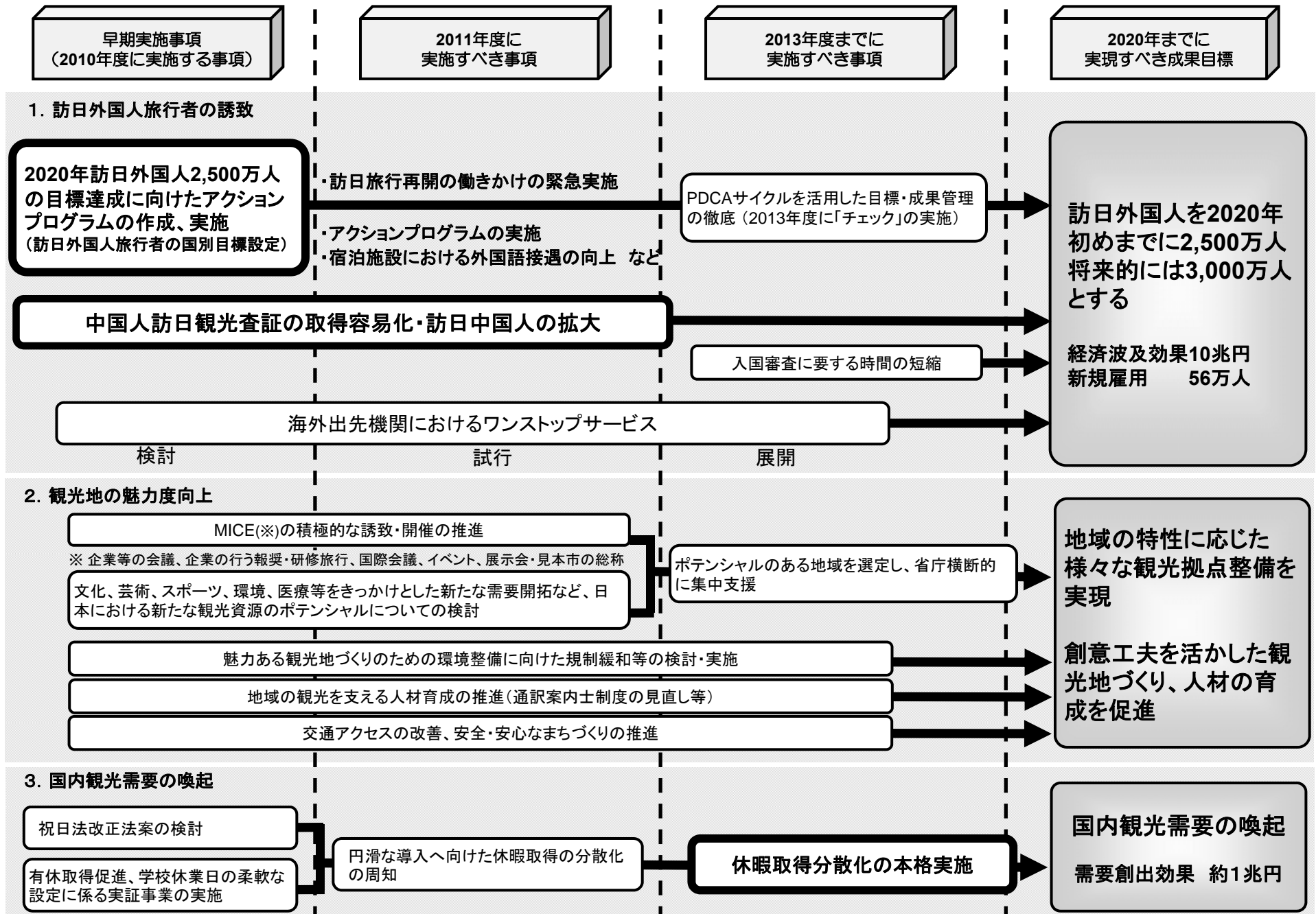
Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～①



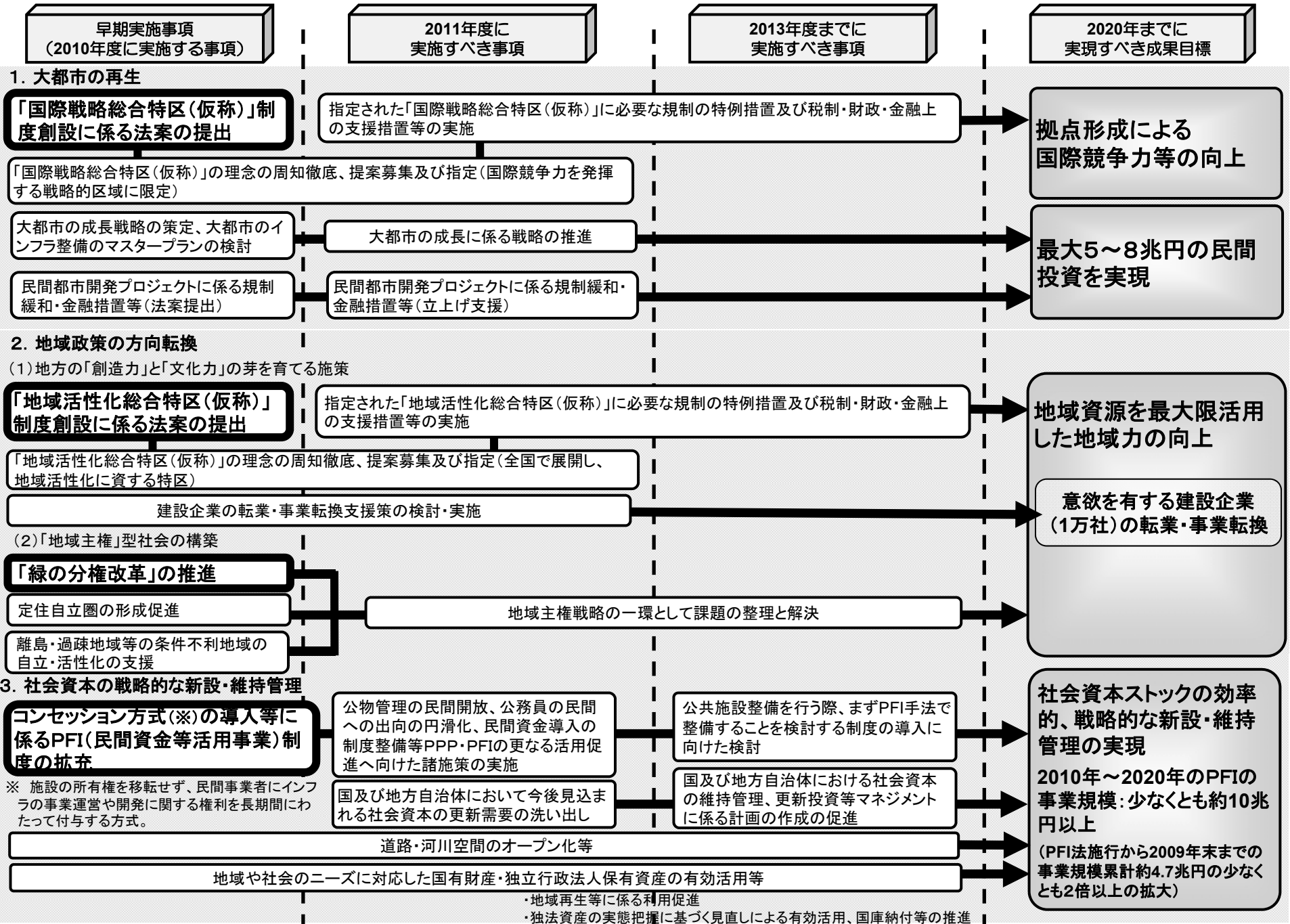
Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～②



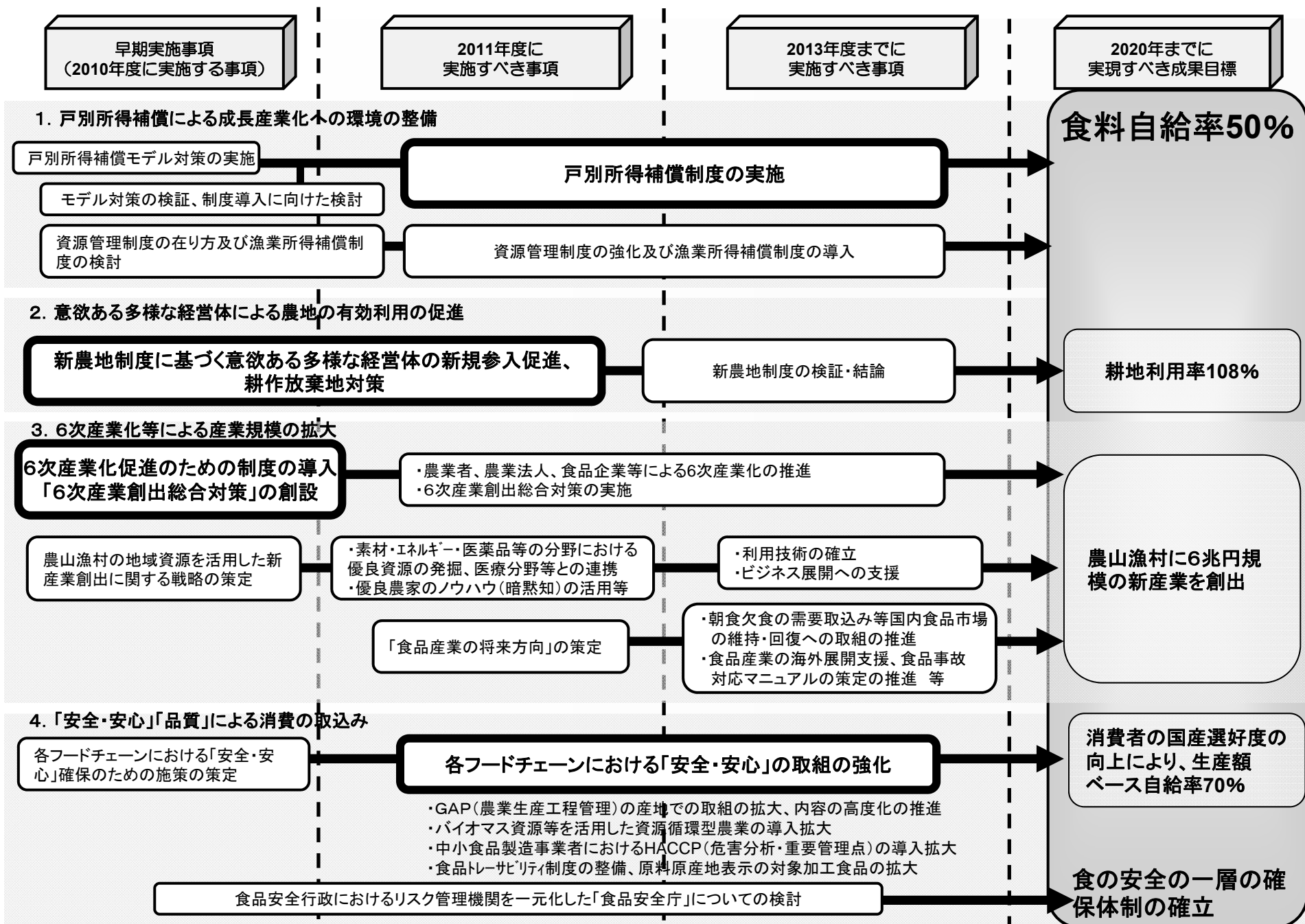
IV 観光・地域活性化戦略 ～観光立国の推進～



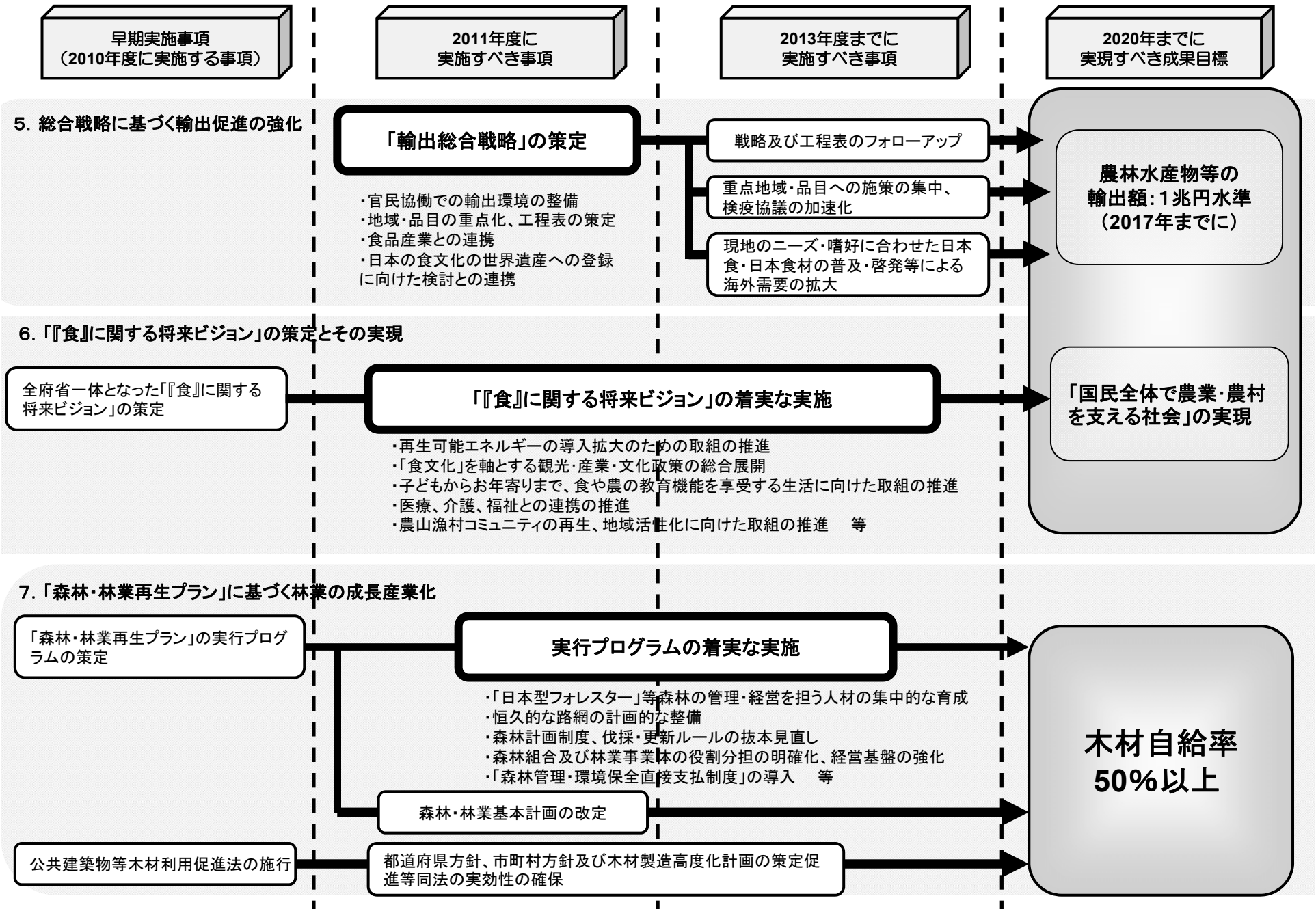
IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～



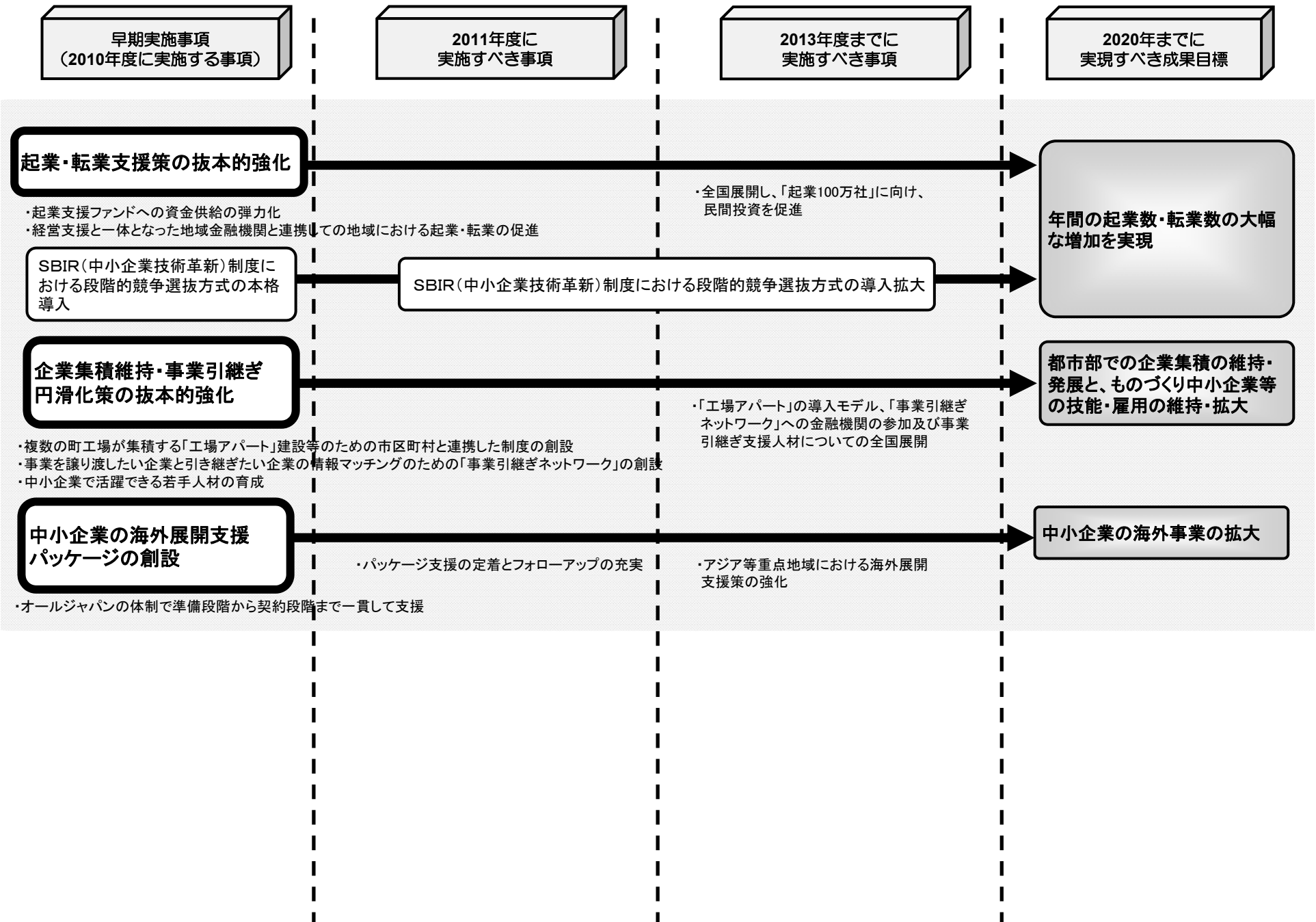
IV 観光・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ ①



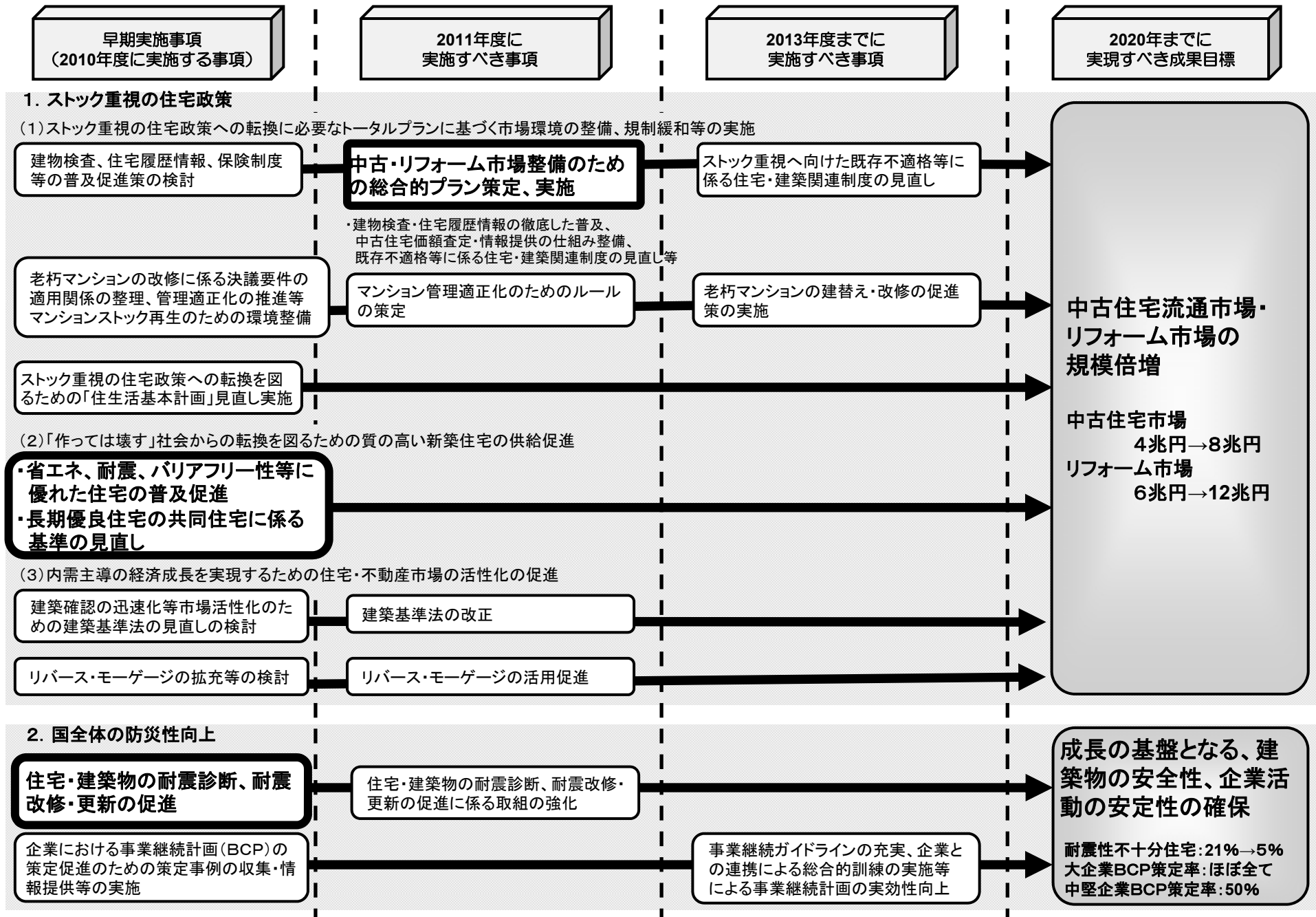
IV 観光・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ ②



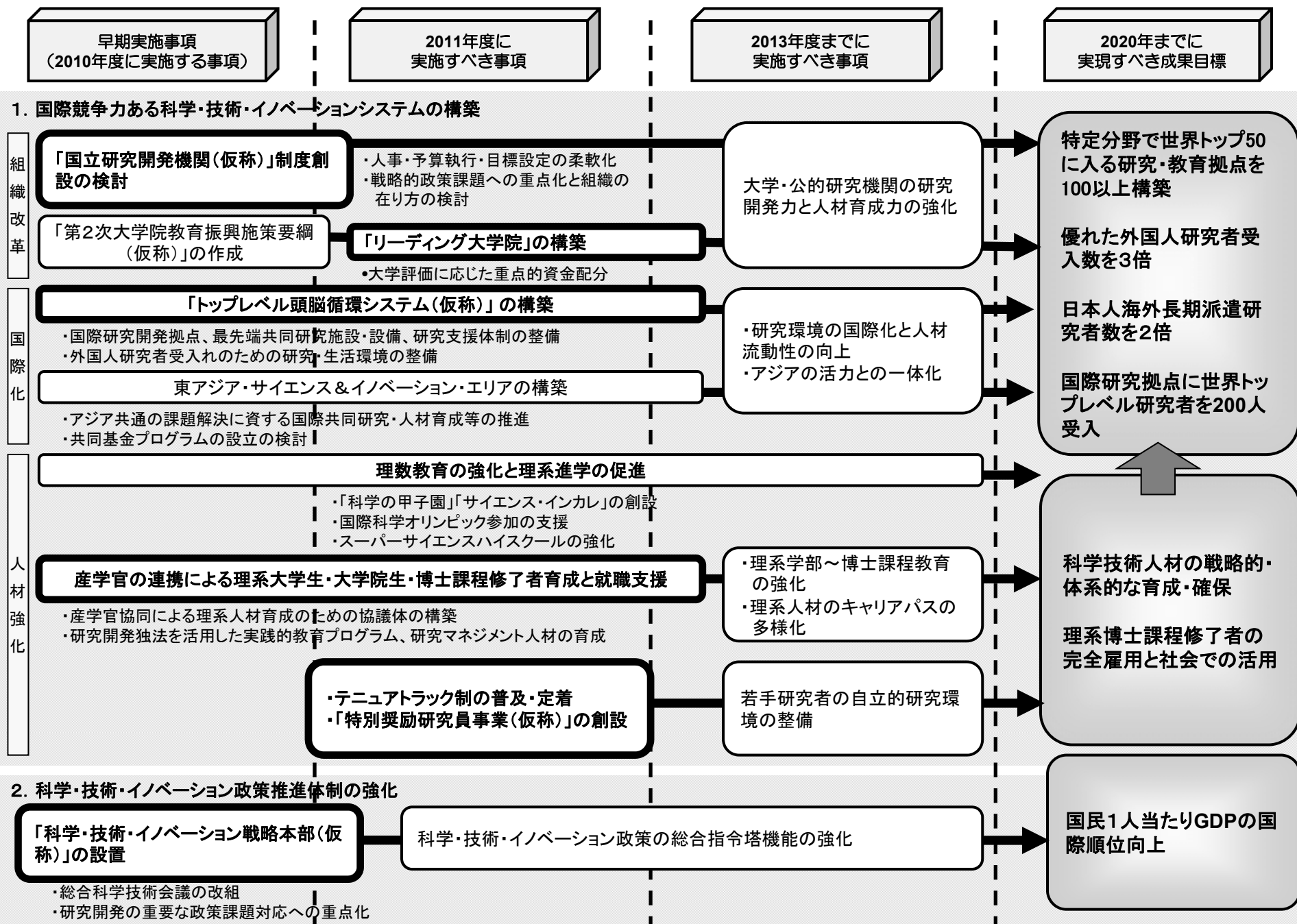
IV 観光・地域活性化戦略 ～中小企業の活性化～



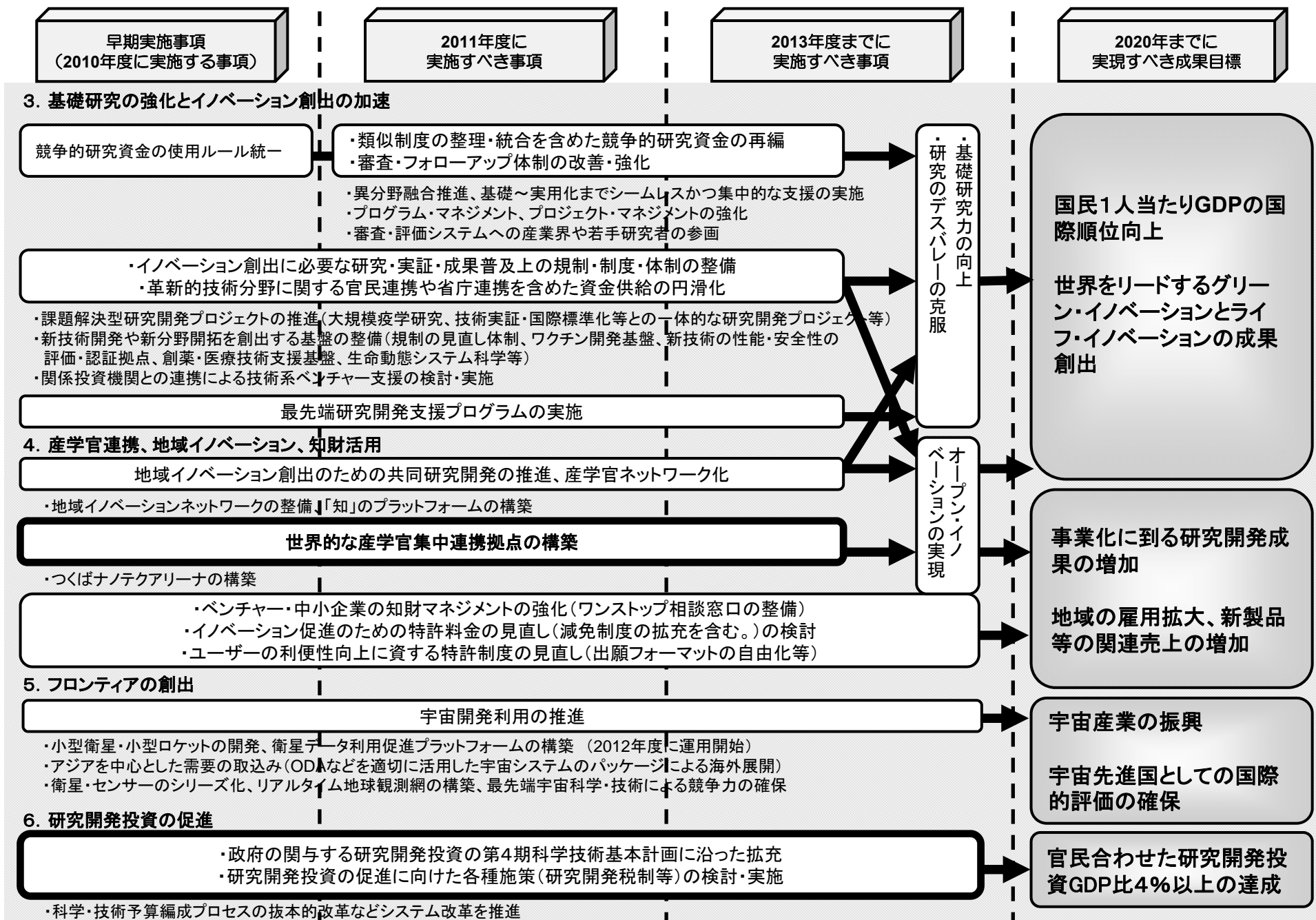
IV 観光・地域活性化戦略 ～ストック重視の住宅政策への転換～



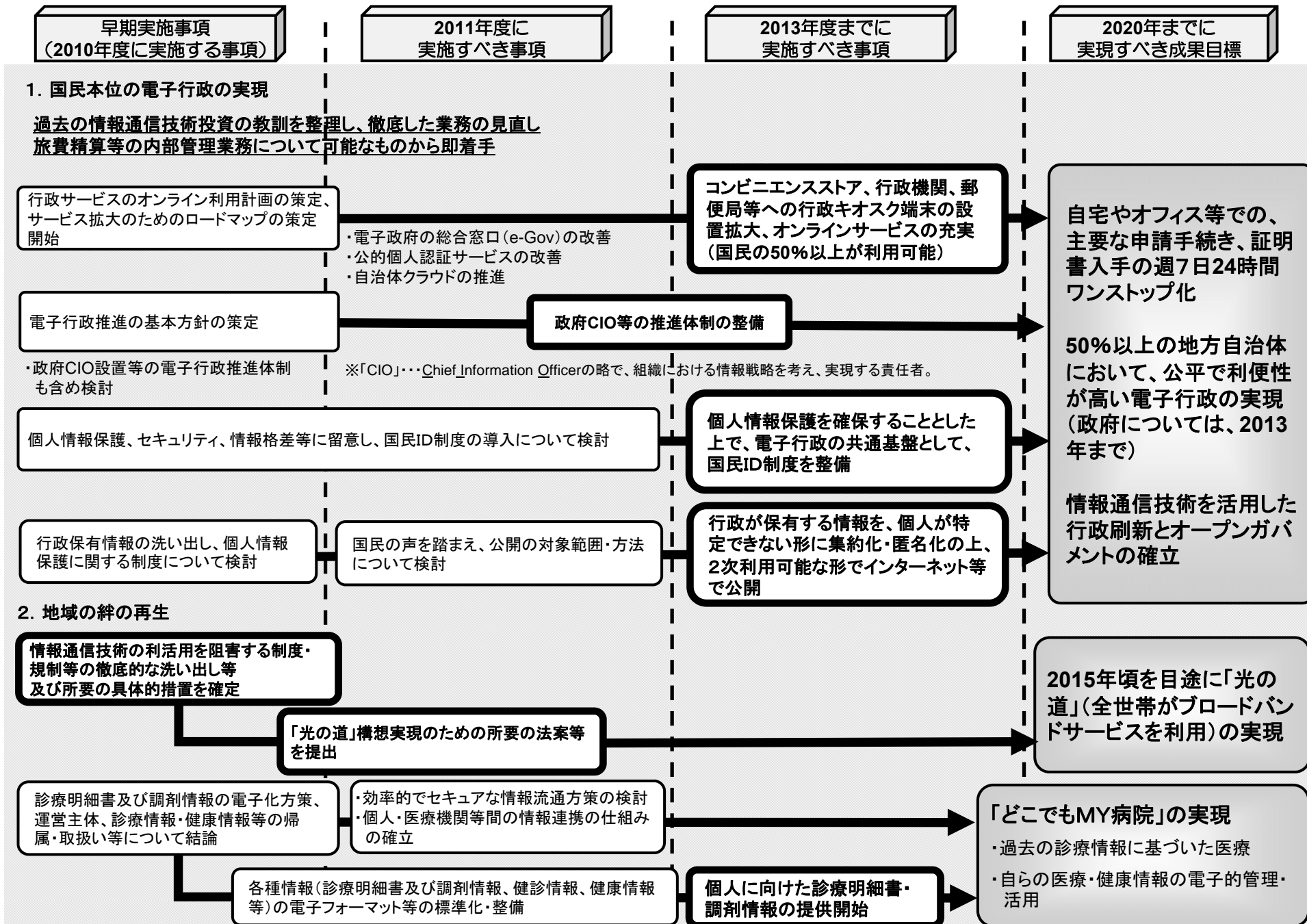
V 科学・技術・情報通信立国戦略 ～知恵と人材のあふれる国・日本～①



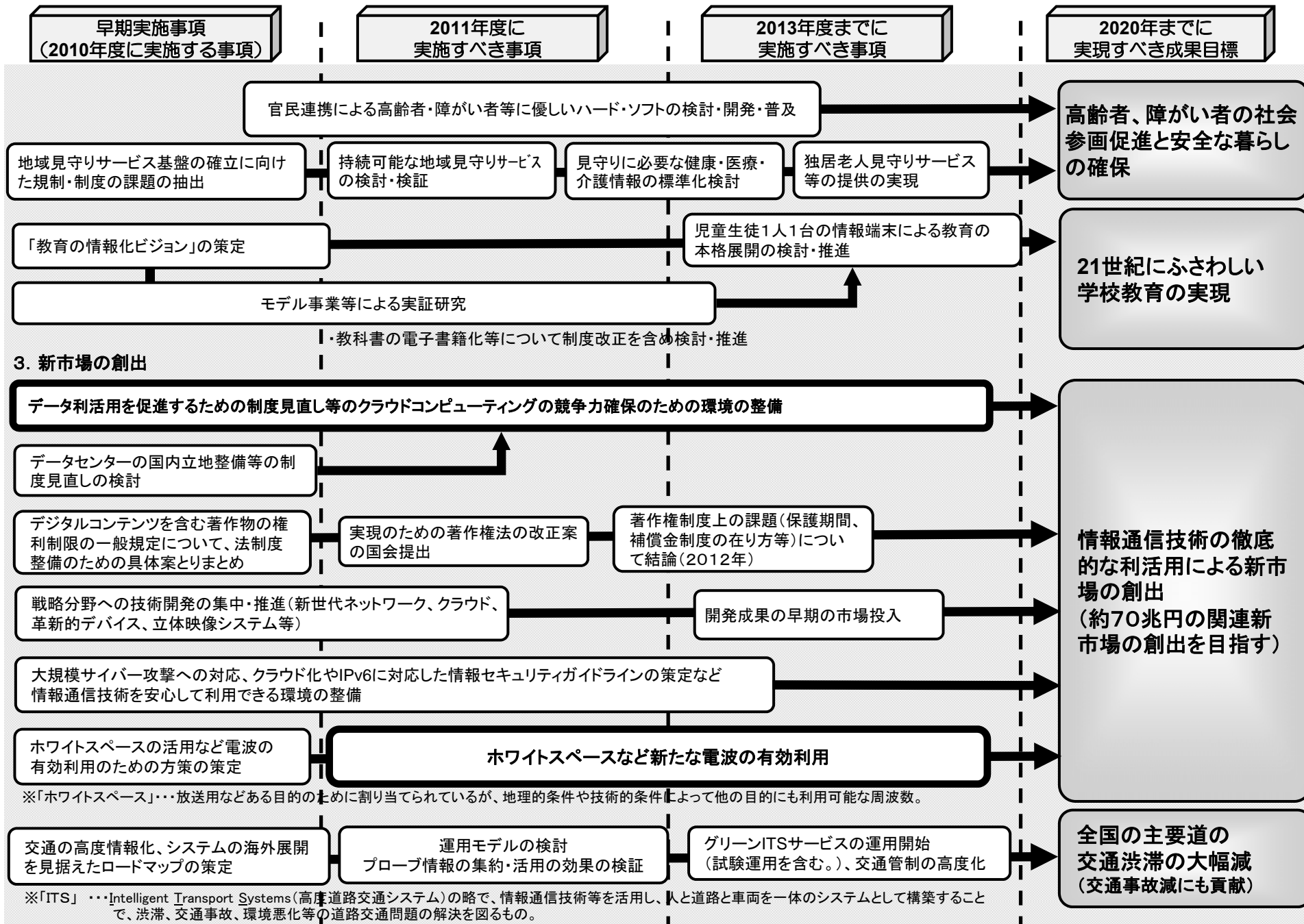
V 科学・技術・情報通信立国戦略 ～知恵と人材のあふれる国・日本～②



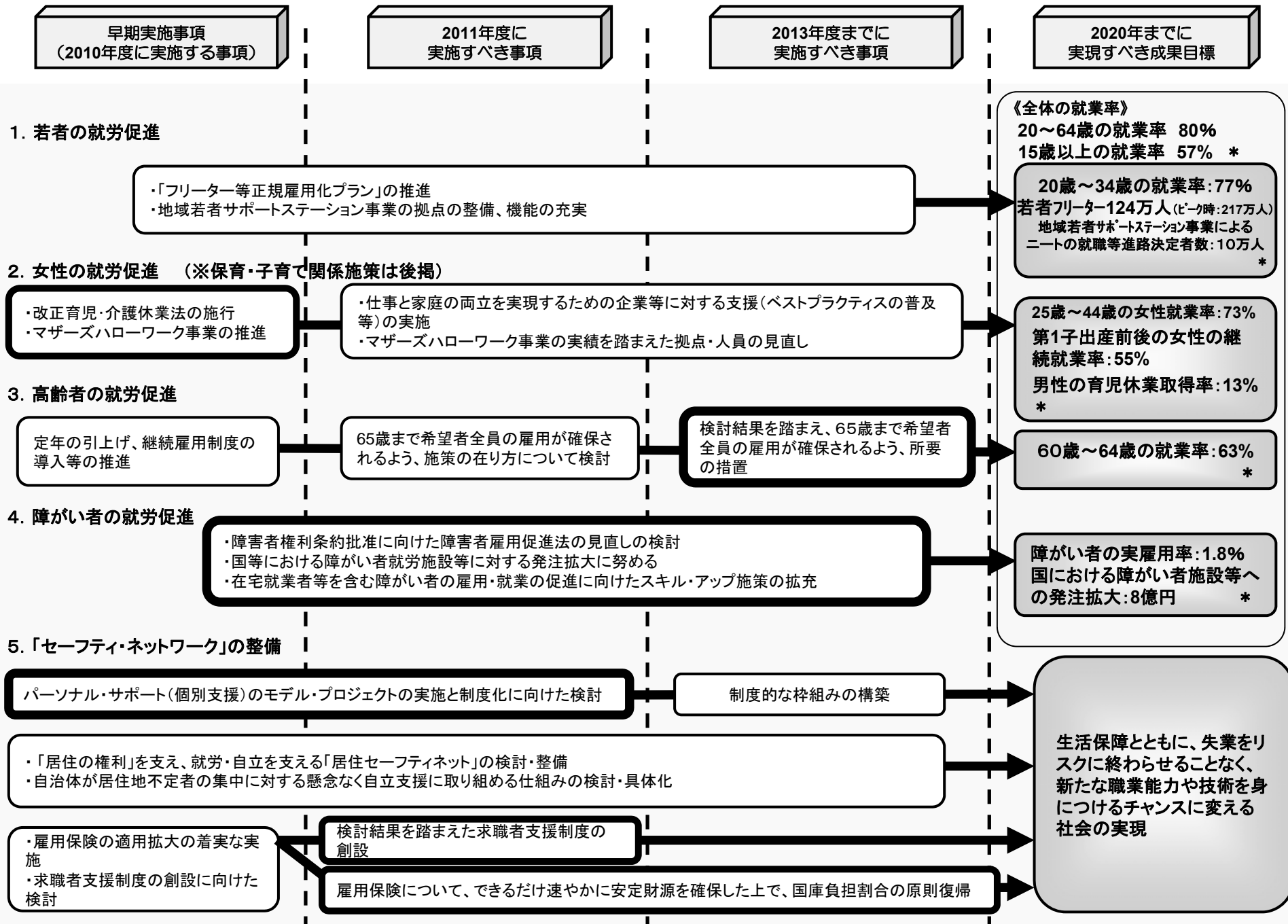
V 科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～①



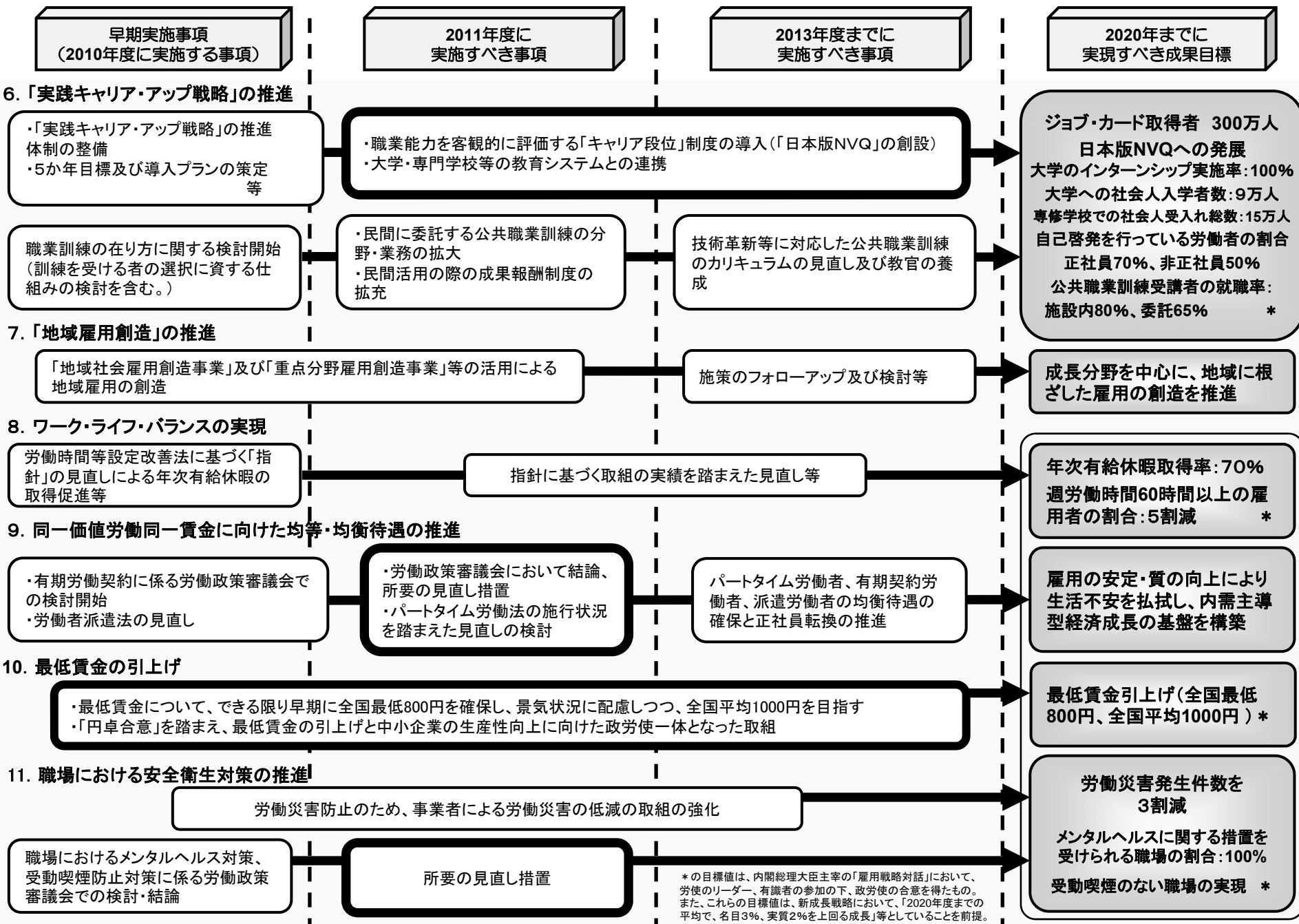
V 科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～②



VI 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ ①

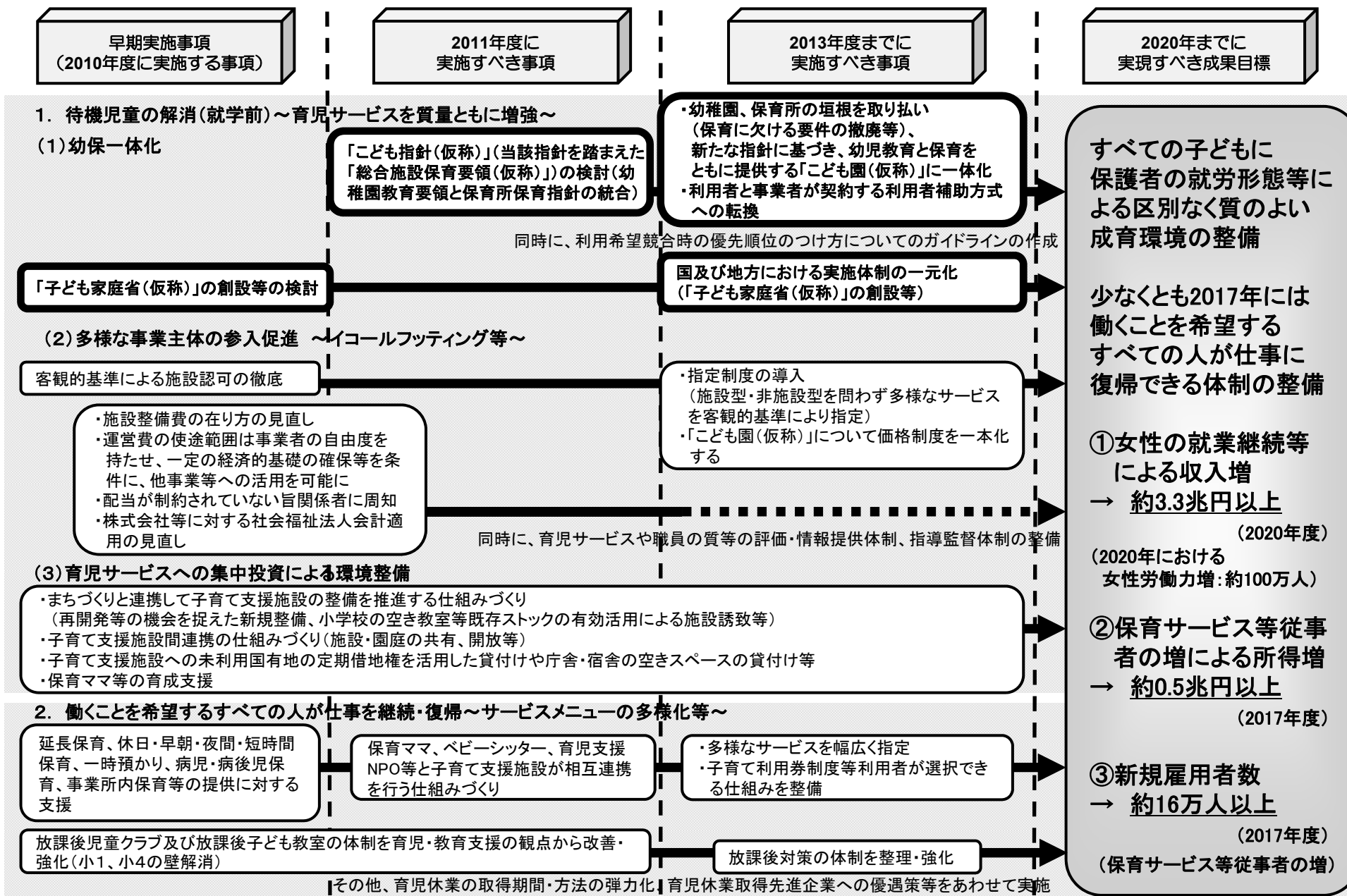


VI 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ ②



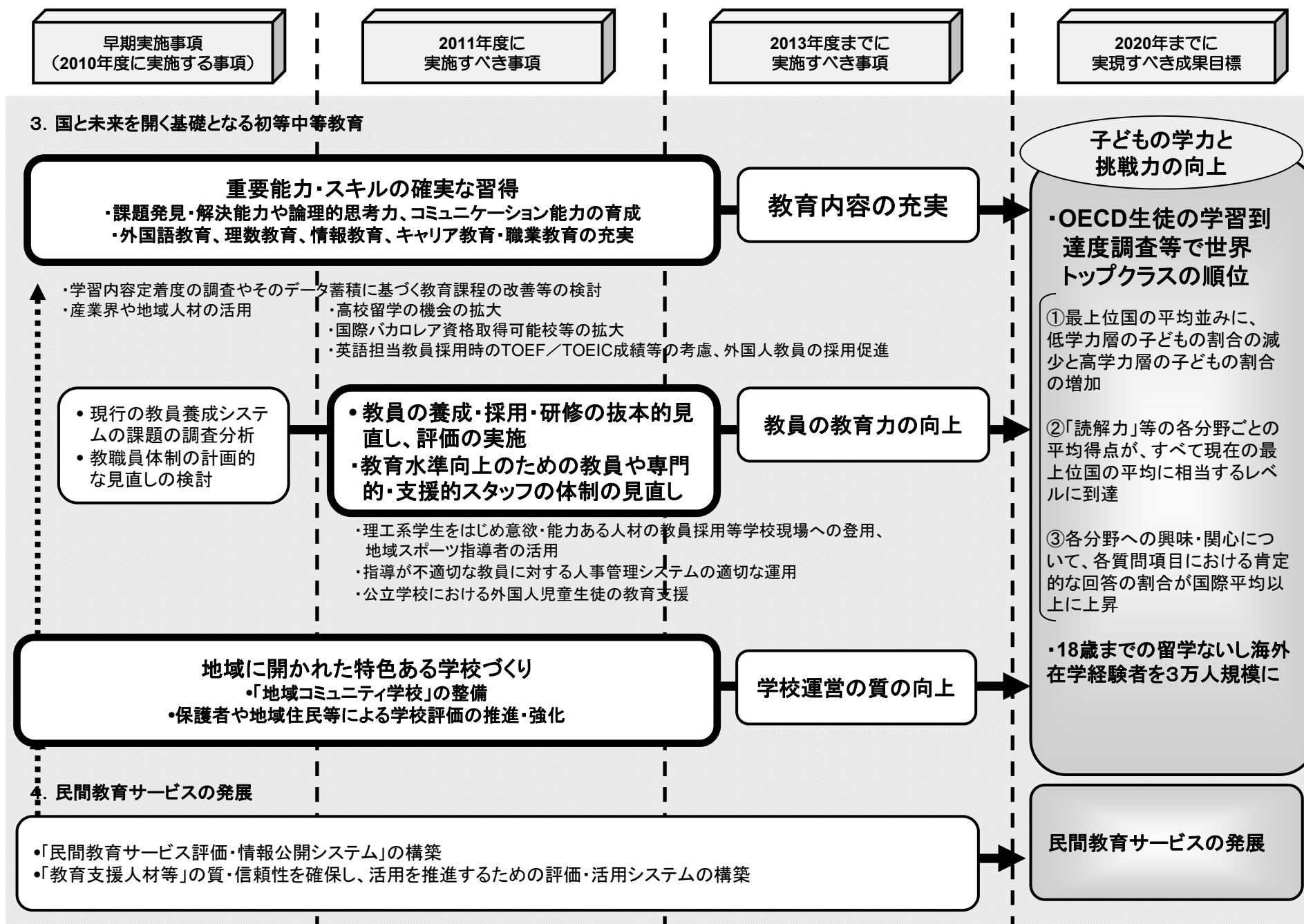
*の目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、これらの目標値は、新成長戦略において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」としていることを前提。

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～①

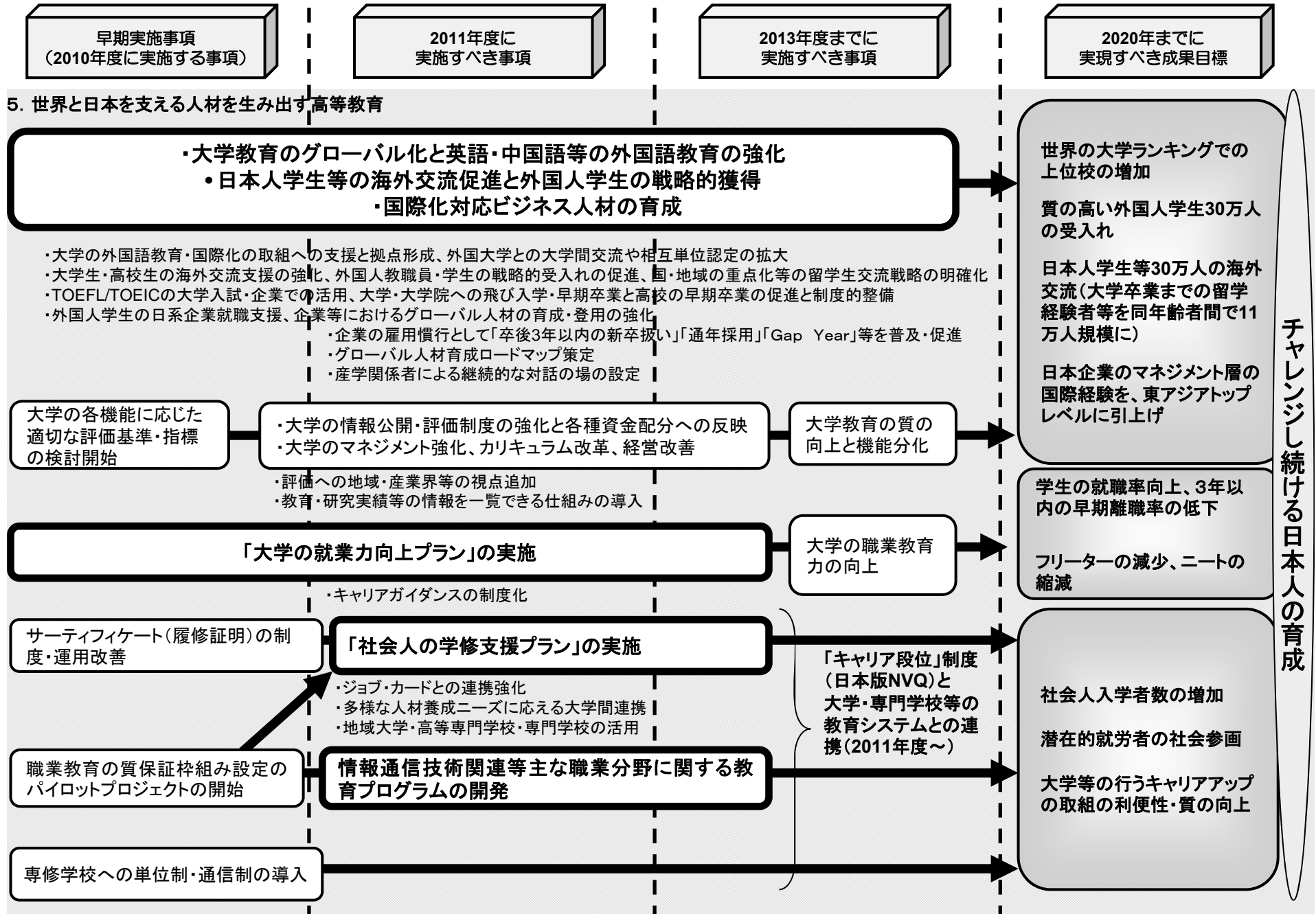


※ 上記の施策の具体化など詳細については、引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」において検討
 (2011年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出)

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～②



VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～③



チャレンジし続ける日本人の育成

VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～①

早期実施事項
(2010年度に実施する事項)

2011年度に
実施すべき事項

2013年度までに
実施すべき事項

2020年までに
実現すべき成果目標

1. 官が独占していた領域を公に開き、ともに支えあう仕組みを構築

(1) 「新しい公共」円卓会議からの提案に対する対応の実現

・夏に会議を設置し、12月までに政府の対応をフォローアップ、結果を踏まえて提案
・政府と市民セクター等との公契約や協約の在り方等を議論

・「新しい公共」円卓会議提案の着実な実現
・民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業の導入

(2) マルチステークホルダーからなる「社会的責任に関する円卓会議」を通じた協働

・平成23年春頃までに「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定し、実行
・平成22～23年度にかけて消費者・市民教育モデル事業・地域円卓会議のモデル開催

(3) 事前チェック型から事後チェック中心の行政への移行(認定NPO法人の認定基準における仮認定の導入等)

・具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現
・公益法人の認定等について、平成22年度以降の申請について、原則として認定等までの期間を4ヶ月以内に迅速化

(4) 社会イノベーションを促進するための必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する地域活性化総合特区等の検討

広く提案募集を行い、検討の場を設けて新たな法制化を含む具体的な制度設計を推進

具体的内容及び実施地域等を決定

(5) 現場対話とインターネット活用等による「熟議」を通じた政策形成メカニズムの導入

「熟議」に基づく政策形成を先行的に実施するとともに、市町村等の取組も支援

先行事例により得られた知見を踏まえ、「熟議」に基づく政策形成を政府内で浸透させるとともに、引き続き支援

「新しい公共」への参加割合の拡大
26% (2010年) → 約5割
(注)平成21年度国民生活選好度調査による

VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～ ②

早期実施事項
(2010年度に実施する事項)

2011年度に
実施すべき事項

2013年度までに
実施すべき事項

2020年までに
実現すべき成果目標

2. 資金の流れを変え、国民が支える公共を構築

(1) 「新しい公共」円卓会議の提案への政府の対応を踏まえ、平成23年度税制改正における実現に向け、税額控除の割合や対象法人、実施時期に関する検討など、具体的な制度設計を推進

具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現

(2) NPO等を支える小規模金融制度の見直し等

- ・NPOバンクに対する総量規制及び指定信用情報機関の使用・情報提供義務等の適用除外の措置
- ・一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について県域規制を緩和
- ・日本政策金融公庫によるNPO等向け融資の普及を図る

(3) NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援

支援内容の制度設計・具体化

(4) 地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援等

- ・ソーシャルビジネス事業者への金融支援促進
- ・地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討 等

国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増

個人寄附
約1千億円(2009年)(注)
(GDP比 0.02%)

→6.5千億円～1兆3千億円
(GDP比0.1%～GDP比0.2%)

(注) 家計調査の1世帯あたりの年間寄附金額に世帯数を乗じて推計。

3. 社会・環境分野の課題解決と経済成長を一体的に推進し、国民の不幸を最小化

(1) 政府だけでは解決できない社会的諸課題に対して、様々な主体が参画し、協働して国民のニーズにきめ細かに対応することで解決

- ・自殺に対する対策強化、生活保護受給者や若年無業者の自立支援、ひきこもりの社会参加支援
- ・高齢単身世帯の見守り・地域生活支援 ・刑務所出所者等の社会復帰支援 ・「食」を軸とした地域コミュニティの再生
- ・全世代にわたるボランティア機会の拡大
- ・子ども・子育て施策の現金給付と現物給付の組み合わせ等を含め、市町村の裁量で一体的な提供する仕組みの検討

(2) 社会進歩を測定する指標づくりに関し、各国政府及び国際機関と連携し、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進
幸福感・満足感を引き上げる観点から社会的課題を解決

有識者からなる研究会を立上げ、幸福度について調査研究を推進

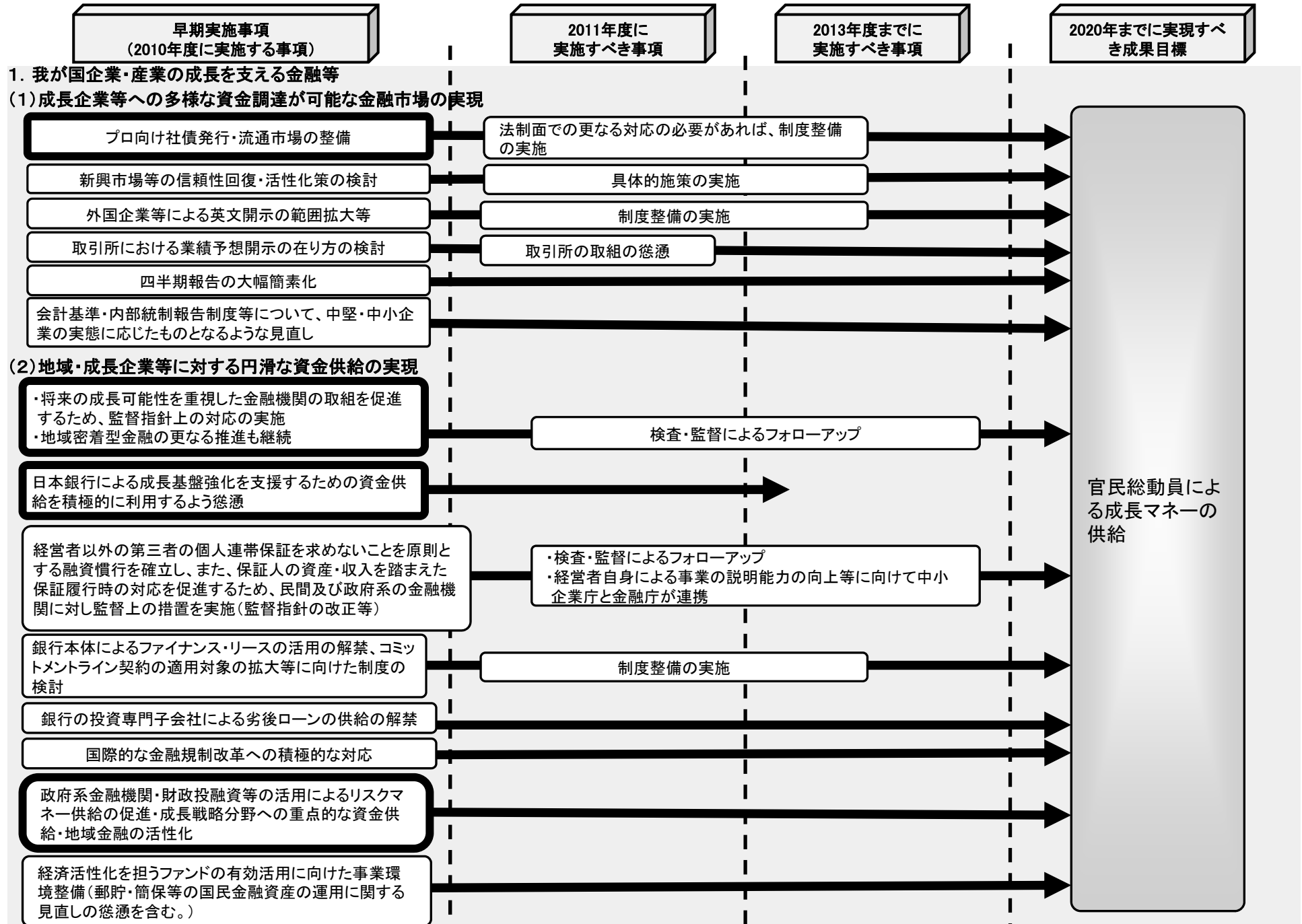
政策効果と関連指標の関係等を検証しつつ、関連指標の統計の整備と充実を図る

幸福感の低い人の割合を減らす

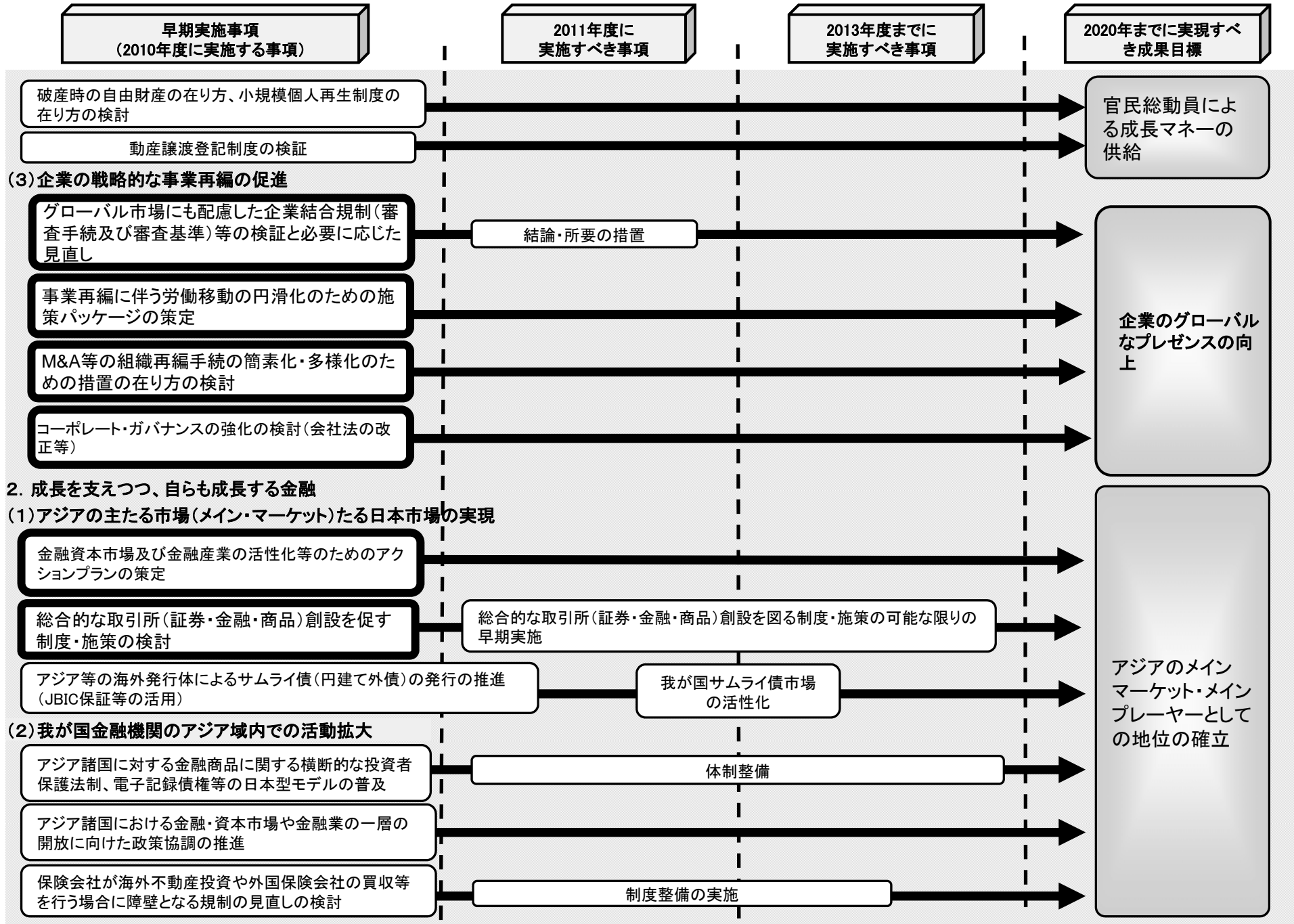
幸福感 平均6.5点(注)を引き上げる

(注) 現在の程度幸せか、0点(とても不幸)から10点(とても幸せ)で質問(平成21年度国民生活選好度調査)

VII 金融戦略



VII 金融戦略



Ⅶ 金融戦略

